

平成 25 年8月9日
大雨洪水災害対応の記録



雫石町

はじめに

平成 25 年 8 月 9 日に当町を襲った「大雨洪水災害」から、2 年と半年が過ぎようとしております。被害に遭われた皆様には、あらためて心からお見舞いを申し上げます。

大雨洪水災害は、線状降水帯の発生により、これまでに経験したことの無い記録的降水量となり、用排水路や道路側溝からの雨水が一時に道路や宅地、農地などにも浸水したほか、河川の護岸洗掘や河道閉塞、土砂崩れにより、上野沢地区に通ずる町道をはじめ、県道、国道にも大きな被害を受け、矢櫃地区においては橋梁が流出するなど、これまでにない甚大な被害が発生しましたが、人的被害のなかったことが何よりでありました。

このような状況の中、一刻も早い被害状況の把握に努めるべく、被害調査や応急対応にあたったほか、被災者支援や復旧復興を進めるにあたっては、説明会を開催しながら、被害を受けた皆様のご意向にも極力添えるよう配慮して進めてまいりました。

応急対応を進めるにあたりましては、町民の皆さん自らのお取り組みや、防災ボランティア等からのご支援をいただいたほか、被害箇所の復旧復興を進めるにあたりましては、国や県のご理解やご指導のほか、近隣市町及び災害時相互応援協定締結自治体等からの職員派遣というご支援もいただいたことにより、このたび、町で進めてまいりました災害復旧工事が完了する運びとなりました。

また、災害復旧にあたりましては、国や県による災害復旧工事のほか、電気事業者による電力供給、通信事業者による電話通信、鉄道事業者による鉄道施設等についても、それぞれ迅速な応急対応や本復旧を進めていただきました。ご支援ご尽力いただきました皆様にあらためて感謝を申し上げます。

近年では、日本各地ひいては世界各地でも、これまでにない多くの自然災害が発生しており、もはや異常とはいえない、常に起こりうる状況に変化してきています。この記録は、町の大雨洪水災害への応急対応や被災者支援・復旧復興への取り組みを記すとともに、今後起こりうる災害にも備えようとするものです。

「安全に安心して暮らせるまち」に向けて、「自助・共助・公助」による地域防災力の向上に努め、災害に強いまちづくりを進めてまいりますので、今後ともなお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 28 年 2 月

雫石町長 深谷 政光

目 次

第1章 災害の概要	1
1 災害の状況	1
2 気象情報の発表状況	2
3 発生要因の解析結果	4
4 平常時の状況と8月9日の大雨洪水災害時の状況	5
第2章 被害の概要	6
1 被害の状況	6
2 被害推計額	7
道路・河川等被害状況	8
農地・農業施設被害状況	24
第3章 災害対策の取組み	40
1 災害警戒本部、災害対策本部の設置	40
2 陳情及び調査対応	40
3 災害救助法の適用及び激甚災害の指定	40
4 TEC - FORCE（テックフォース：緊急災害対策派遣隊）	41
5 応急対策	41
第4章 被災者支援・復旧復興への取組み	46
1 意見交換会	46
2 各種支援制度の周知	46
3 災害ボランティアセンターの設置	53
4 総合相談窓口の設置	53
5 心身の健康相談窓口の開催	54
6 各種支援制度の実績	54
7 大雨洪水災害対応の検証	59
8 復興整備課の設置	63
9 災害復旧工事の概要	64

第1章 災害の概要

1 災害の状況

平成 25 年 8 月 9 日は東北地方に暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となりました。

町内の雨の降り始めの時間は午前 6 時で、午前 8 時 45 分に大雨（土砂災害、浸水害）洪水警報、午前 9 時 10 分に土砂災害警戒情報、午前 11 時には岩手県記録的短時間大雨情報が発表となり、正午までの 1 時間降水量は雫石で 78 ミリ、春木場で 101 ミリと、これまでに経験したことのない記録的降水量を記録しました。

また、降り始めから降り終わりまでの総降水量は、雫石で 264 ミリ、橋場で 351 ミリ、春木場で 329 ミリ、男助で 203 ミリとなり、雫石地区、御所地区、御明神地区のほぼ全域で住家の床上・床下浸水や土砂災害、道路の損壊や冠水による交通障害、停電や断水などの被害が発生しました。特に、御明神地区の上野沢や志戸前、御所地区の芦ヶ平については、道路への土砂崩れや道路の損壊により一時孤立状態が生じたほか、御明神地区の和野、上和野では流木による河道閉塞により周辺地域に浸水被害が生じる事態となりました。これだけの広範にわたる被害がある中で、人的被害のなかったことが救いでありました。

【町内雨量観測所における最大 1 時間降水量及び総降水量】

観測所	最大 1 時間降水量		総降水量 (単位：ミリ)	設置管理
	(単位：ミリ)	時間		
葛根田	35	9 : 00	100	気象庁
雫石	78	12 : 00	264	気象庁
葛根田	40	9 : 00	148	国土交通省
橋場	88	12 : 00	351	国土交通省
春木場	101	12 : 00	329	国土交通省
滝ノ上	36	9 : 00	93	国土交通省
網張	28	9 : 00	84	国土交通省
玄武	35	9 : 00	97	国土交通省
男助	66	10 : 00	203	国土交通省
西安庭	76	12 : 00	—	国土交通省
御所	53	12 : 00	229	国土交通省

※雫石観測所（地域気象観測システム：アメダス）

西安庭観測所（国土交通省設置）流失により 14 : 00 以降欠測

2 気象情報の発表状況

日 時	種 類
8月9日（金）	8：08 大雨・洪水・雷注意報発表
	8：45 大雨（土砂災害、浸水害）洪水警報発表
	9：10 土砂災害警戒情報発表
	11：55 岩手県記録的短時間大雨情報発表
8月10日（土）	6：30 洪水警報解除
	10：05 土砂災害警戒情報解除
	14：11 大雨警報解除

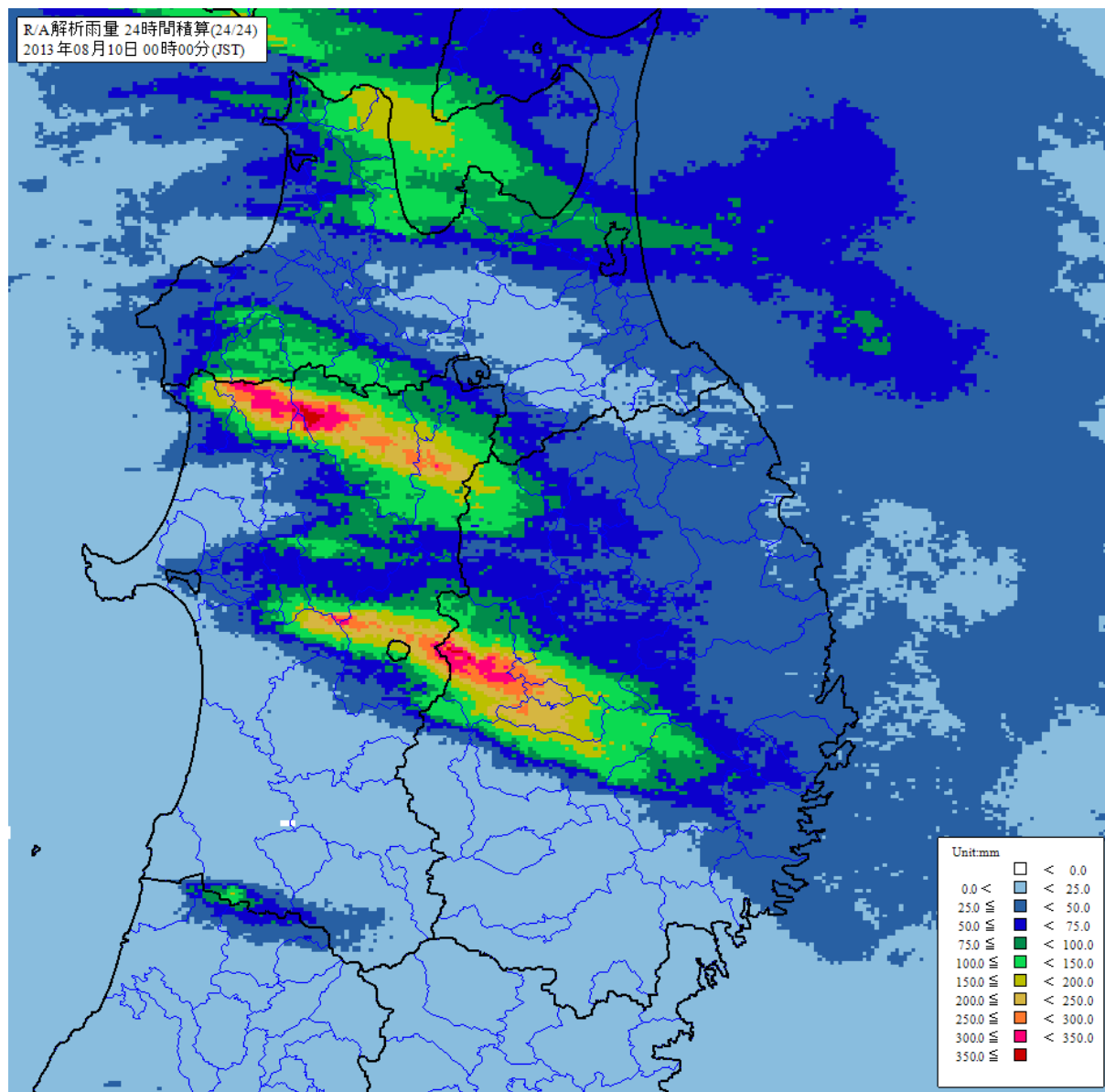
気象警報や注意報の発表は次によりますが、大雨・洪水・雷注意報の発表が午前8時8分、大雨(土砂災害、浸水害)洪水警報の発表が午前8時45分とリードタイムが確保されるような現象ではありませんでした。

気象警報・注意報は、対象とする現象の発生が予想された場合に発表しており、予想される現象が発生する概ね3～6時間前に発表することとしています。ただし、短時間の強い雨に関する大雨警報・注意報及び洪水警報・注意報については概ね2～3時間前に発表することとしています。また、夜間・早朝に警報発表の可能性のある場合には、夕方に注意報を発表し、警報を発表する可能性のある時間帯をその注意報の発表文中に、例えば「明け方までに警報に切り替える可能性がある」などと明示しています。なお、こうした猶予時間（リードタイム）は、気象警報・注意報が防災機関や住民に伝わって避難行動などがとられるまでに要する時間を考慮して設けていますが、現象の予想が難しい場合には、結果としてこうしたリードタイムが確保できない場合もあります。

[出典：気象庁HP から]

日降水量分布図（8月9日）

解析雨量による8月9日00時から24時までの24時間降水量積算値



8月9日00時から24時までの解析雨量を積算した降水量分布では、秋田県と岩手県で約350ミリに達した所がある。

※ 解析雨量とは、気象レーダーとアメダス等の地上の雨量計を組み合わせる降水分布を1 km四方の細かさで解析したもの。

[出典：平成 25 年 9 月 9 日 仙台管区気象台災害時自然災害報告書]

3 発生要因の解析結果

平成 25 年 8 月 28 日に気象研究所から、「平成 25 年 8 月 9 日の秋田・岩手の大雨発生要因について～山岳によるバックビルディング形成と日本海上での大量の水蒸気の北上～」として発生要因の解析結果の発表がありました。

平成25年8月9日の秋田・岩手の大雨発生要因について ～山岳によるバックビルディング形成と日本海上での大量の水蒸気の北上～

今年 8 月 9 日、秋田県と岩手県で大雨が発生し、大きな災害がもたらされました。大雨は 2 つの線状降水帯が停滞することでもたらされ、それぞれの線状降水帯は風上にあたる奥羽山脈の山岳で積乱雲が繰り返し発生することで形成されていました(バックビルディング形成)。大雨の発生要因は、前日に山陰沖に存在していた大気下層の大量の水蒸気が、その絶対量をほとんど変えずに日本海上を北上し、東北地方に流入したためであることがわかりました。

今年 8 月 9 日に秋田県と岩手県で大雨が発生しました。日降水量と最大 1 時間降水量はそれぞれ、秋田県鹿角(カヅノ)で 293.0 mm、108.5 mm、秋田県鎧畑(ヨロイバタ)で 278.0 mm、88.0 mm、岩手県雫石(シズクイシ)で 264.0 mm、78.0 mm を記録しました。この大雨の発生要因について、観測データや客観解析データを用いて調査しました。

本事例では、ほぼ東西にのびる 2 つの線状降水帯が数時間停滞することで大雨がもたらされていました。それら線状降水帯の形成は、積乱雲が風上(西側)で繰り返し発生する『バックビルディング形成』であったことがわかりました。降水の分布と秋田県と岩手県付近の地形の分布を比較すると、線状降水帯の西側の先端部、つまりバックビルディング形成により積乱雲が発生していた地点付近には、白神山地と太平山地があります。海上から大量の水蒸気が能代平野と秋田平野を経て鷹巣盆地と横手盆地に流入し、その水蒸気が山岳による上昇流で持ち上げられ積乱雲が発生・発達したことにより、2 つの線状降水帯が形成されていました。このように線状降水帯の形成に山岳が起因していたことは、数値シミュレーションでも確認できました。

今回の秋田・岩手で発生した大雨では、前日に山陰沖の大気下層にあった大量の水蒸気(大気 1 kg に対して水蒸気量が約 18～19 g)が日本海を北上し、大雨のあった 9 日の朝には東北地方の日本海側沿岸部に達していました。この水蒸気量は、梅雨期の西日本での大雨時にみられる値とほぼ同じであったことから、東北地方北部としては前例のないような大雨になりました。このような大量の水蒸気が東北地方北部でみられることは少なく、日本海の海面水温が平年と比較して約 1～2℃高かったことも大気下層の水蒸気量をほとんど失わずに日本海を北上できた理由のひとつと考えられます。この点も含め、今後、さらに詳細は解析を進めていきます。

[出典：平成 25 年 8 月 28 日 気象研究所]

4 平常時の状況と8月9日の大雨洪水災害時の状況



雫石川（竜川）の状況



片子沢地内県道の状況



役場西側町道の状況

第2章 被害の概要

8月9日（金）午前8時45分に災害警戒本部を設置し、職員や消防団による情報収集や被害確認を行ない、同日午前10時45分には災害対策本部に移行し、引き続き情報収集や被害確認を継続しました。これまでに経験したことのない記録的豪雨により、住民等からも浸水被害等の情報が次々と寄せられました。被害の範囲が広範であったことにより、床下浸水や床上浸水をはじめとする被害もより多くあると想定されたことから、翌10日には各自主防災会長にも依頼して被害状況の早期把握に努めました。集約された被害の状況と被害の推計額は次のとおりです。

1 被害の状況

区分			件数	小計	合計
人的被害			0	0	0
住家被害	住家	一部損壊(床下浸水)	318	366	758
		半壊(床上浸水)	43		
		半壊	1		
		大規模半壊	1		
		全壊	3		
	非住家	被災	392	392	
土砂災害	がけ崩れ等			103	103
道路・土木施設被害	施設被害	町道	159	169	333
		県道	9		
		国道	1		
	通行止	町道	25	30	
		県道	4		
		国道	1		
	河川			134	
上下水道施設被害	水道施設			28	105
	給水障害（世帯）			58	
	下水道施設			19	
農業被害 (農業被害合計は農産物面積を除く)	農業施設			1,682	1,836
	林道			154	
	農産物(ha)			962	
観光・商工施設被害					36
学校施設被害					3
保育施設・福祉施設被害					2
社会教育・社会体育施設被害					11
公共施設被害					10
合計					3,197

2 被害推計額

所管課	被害区分等	被害推計額(単位：千円)
総務課	庁舎駐車場	1,300
企画財政課	通信施設関係	26,100
防災課	防犯交通安全施設	1,000
福祉課	保育・福祉施設	900
健康推進課	保健施設関係	3,100
農林課	農業関係	2,482,100
	林道関係	339,600
観光商工課	観光・商工施設関係	87,400
地域整備課	町道関係	1,487,500
	河川関係	2,000,300
上下水道課	上水道関係	41,100
	下水道関係	28,300
学校教育課	学校施設関係	400
社会教育課	社会教育・社会体育施設関係	10,700
合計①		6,509,800

参考

所管課	被害区分等	被害推計額(単位：千円)
税務課	住家関係	120,800
	非住家関係	34,500
合計②		155,300

合計 (①+②) 6,665,100千円

※被害推計額の十万円未満は切上

道路・河川等被害状況

はしば
1. 橋場地区

うわのざわ
2. 上野沢地区

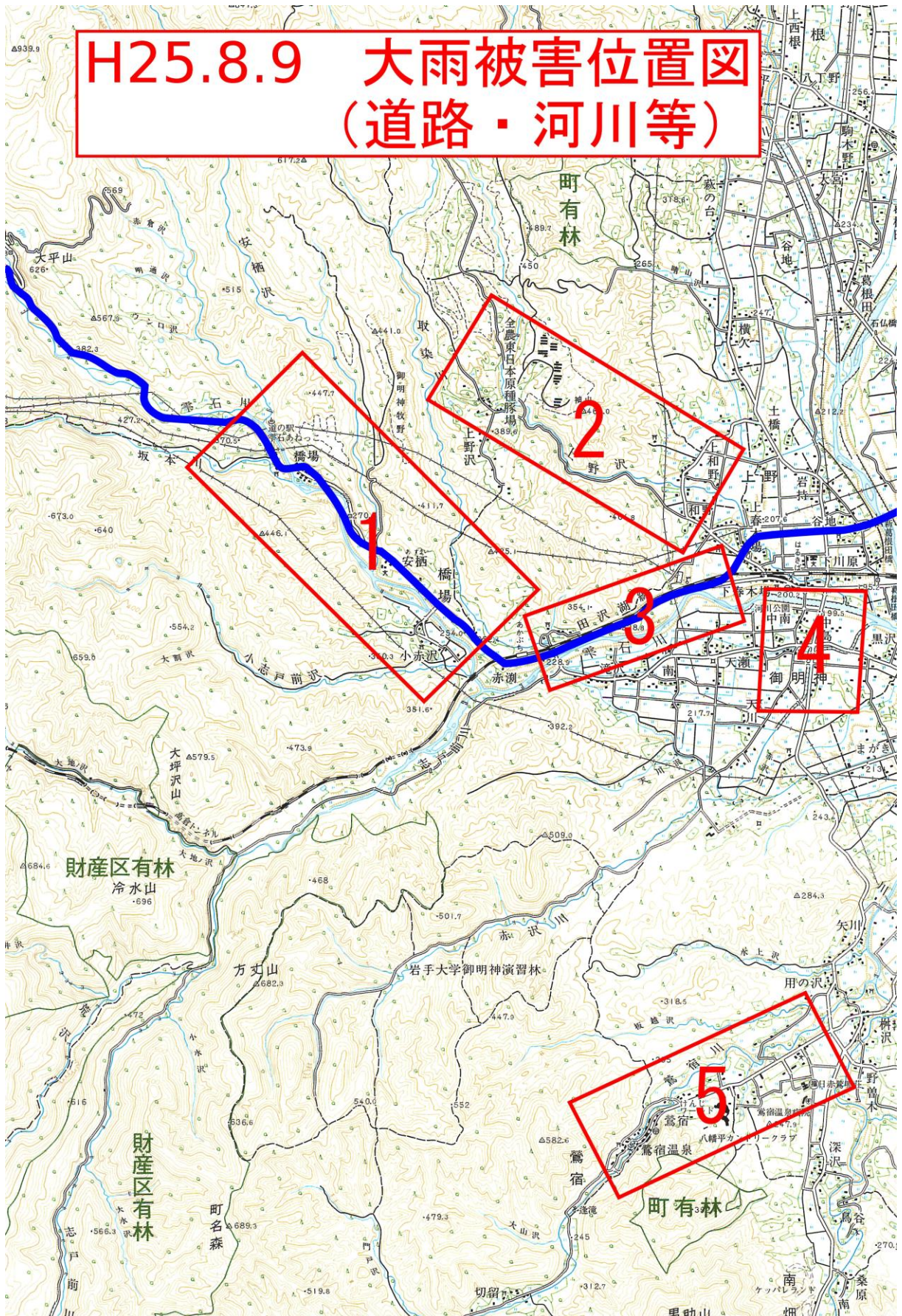
しずくいしがわ りゅうがわ
3. 雫石川（竜川）護岸

なかじま
4. 中島地区

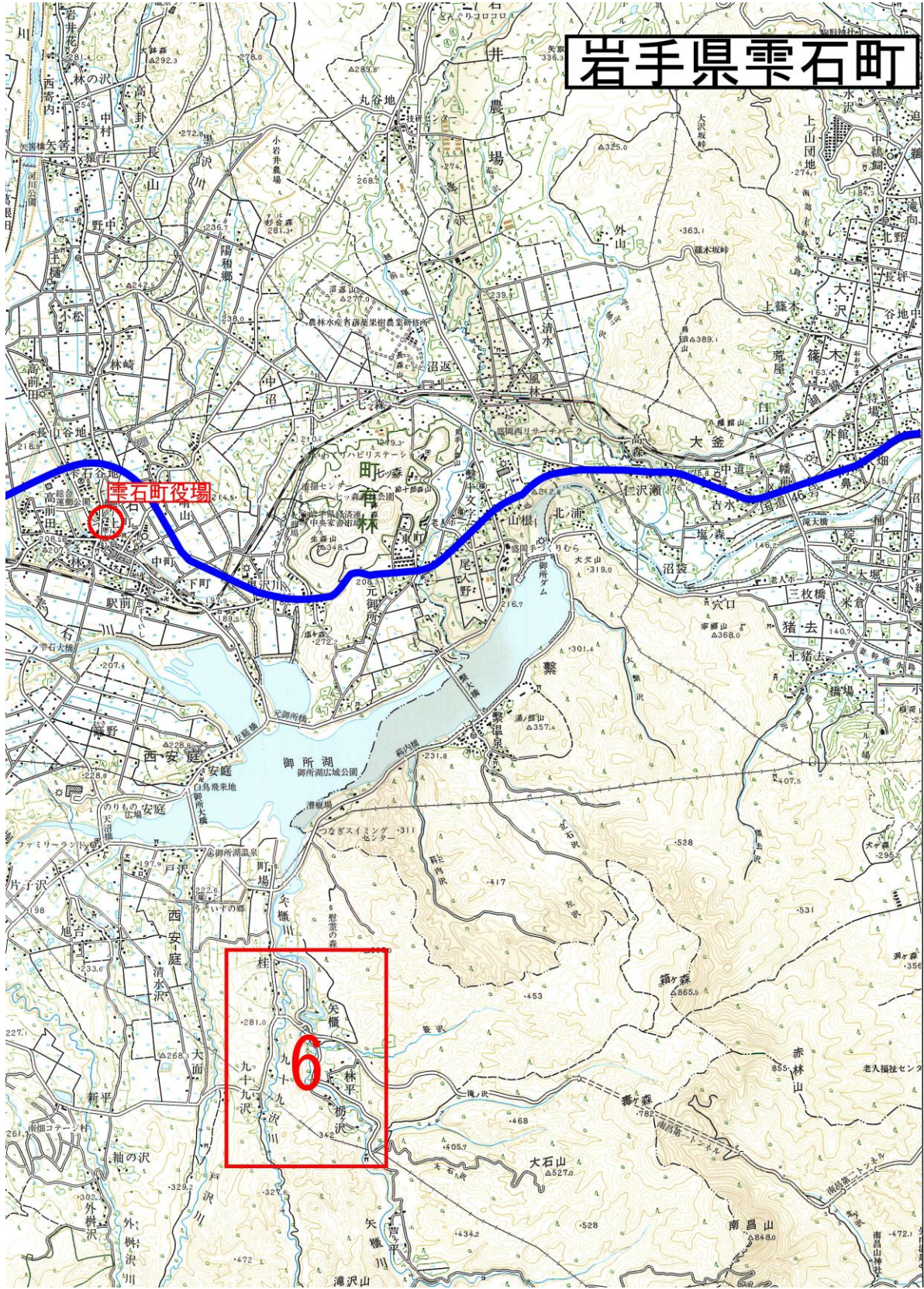
おうしゆく
5. 鶯宿地区

やびつ
6. 矢櫃地区

H25.8.9 大雨被害位置図 (道路・河川等)



岩手県雫石町



1. 橋場地区① (バス立往生)



1. 橋場地区②



1. 橋場地区③ (小赤沢)



1. 橋場地区④ (小赤沢)



2. 上野沢地区①



2. 上野沢地区②



2. 上和野③



2. 上和野④



3. 雫石川（竜川）護岸①



※赤の線は災害前の護岸の位置を示す

3. 雫石川（竜川）護岸②



3. 雫石川（竜川）護岸③



3. 雫石川（竜川）竜川護岸④

※ 赤の線は災害前の護岸の位置を示す



4. 中島地区①(ライスセンター前)



4. 中島地区② (中島交差点付近)



4. 中島地区③



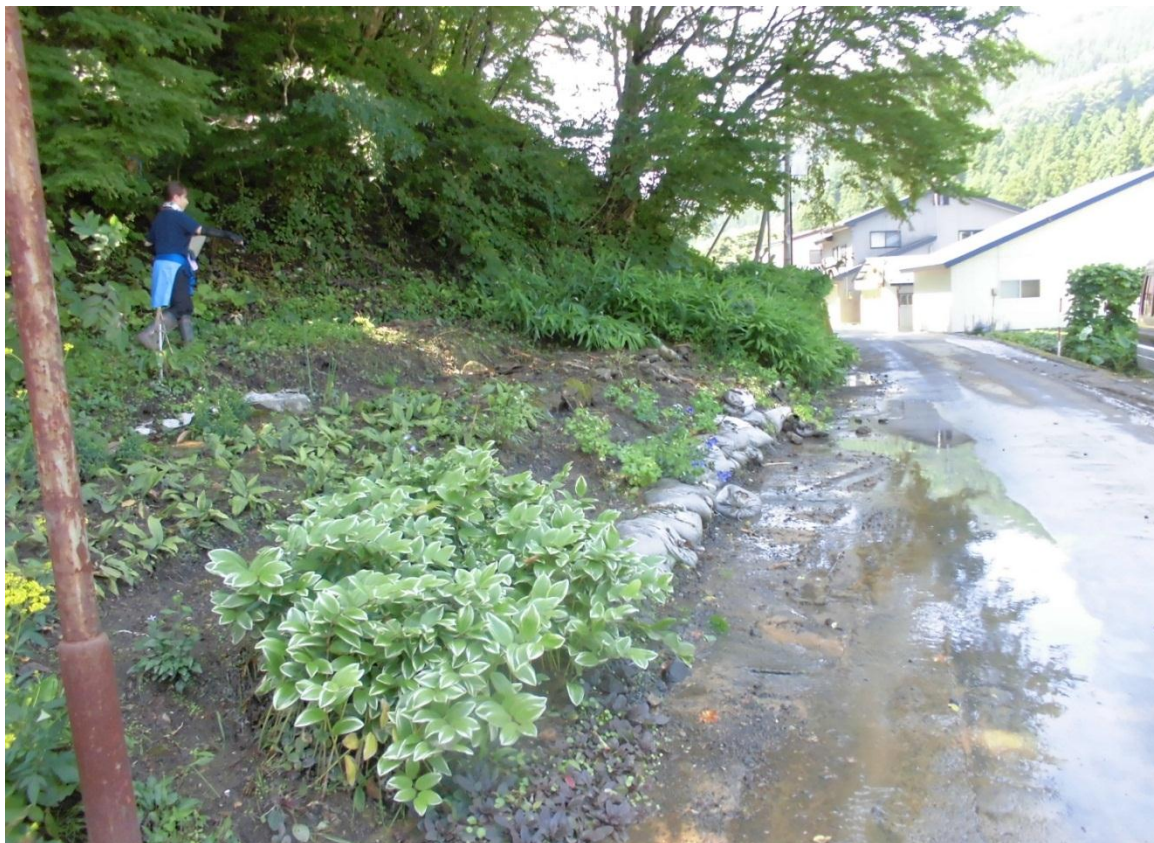
5. 鶯宿地区①(長野)



5. 鶯宿地区② (川長山荘裏)



5. 鶯宿地区③(加賀助第2駐車場付近)



5. 鶯宿地区④(南畑小学校前)



6. 矢櫃地区① (矢櫃橋)



6. 矢櫃地区② (枳ヶ沢橋)



6. 矢櫃地区③



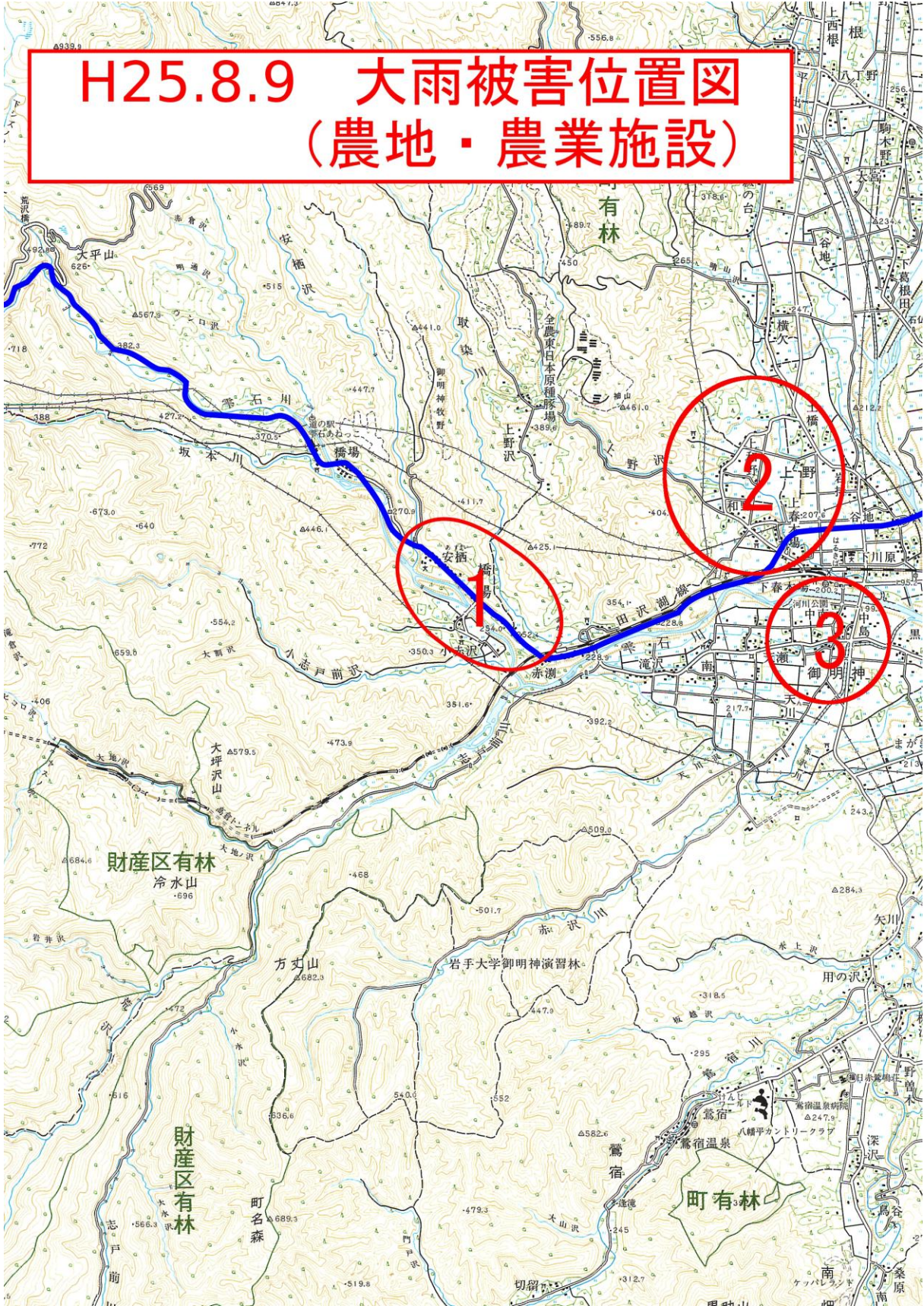
6. 矢櫃地区④



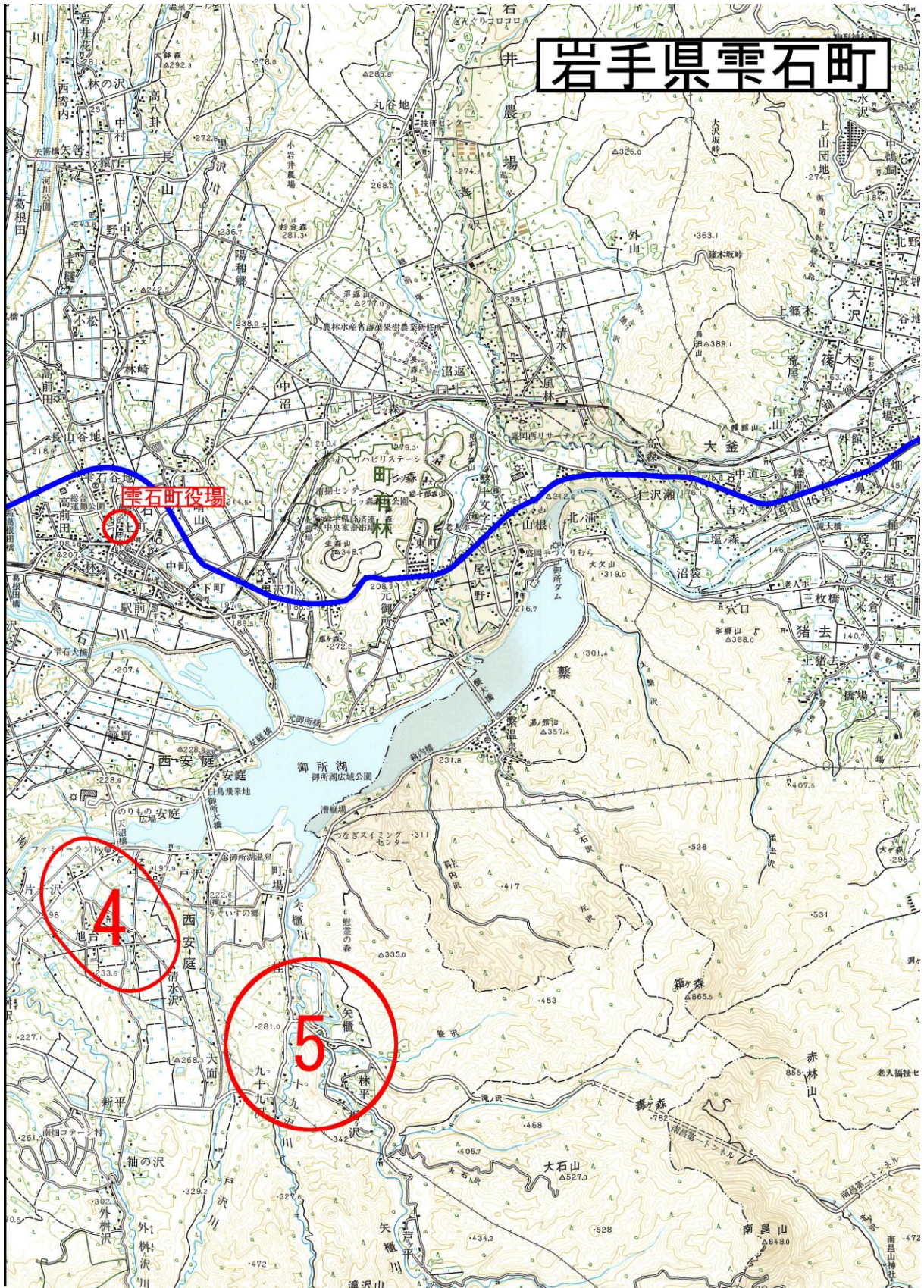
農地・農業施設被害状況

1. はしば 橋場地区
 2. わの 和野・かみわの 上和野地区
 3. なかじま 中島・なかみなみ 中南地区
 4. かたござわ 片子沢地区
 5. やびつ 矢櫃地区
- その他被災状況

H25.8.9 大雨被害位置図 (農地・農業施設)



岩手県雫石町



1. 橋場地区① (小赤沢)



1. 橋場地区② (安栖)



1. 橋場地区③ (小赤沢)



2. 和野・上和野地区①



2. 和野・上和野地区②



2. 和野・上和野地区③



2. 和野・上和野地区④



3. 中島・中南地区①



3. 中島・中南地区②



3. 中島・中南地区③



4. 片子沢地区①



4. 片子沢地区②



4. 片子沢地区③



4. 片子沢地区④



5. 矢櫃地区①



5. 矢櫃地区②



5. 矢櫃地区③



5. 矢櫃地区④



農地被害状況（法面崩壊）



農地被害状況（法面崩壊）



農地被害状況（法面崩壊）



農地被害状況（法面崩壊）



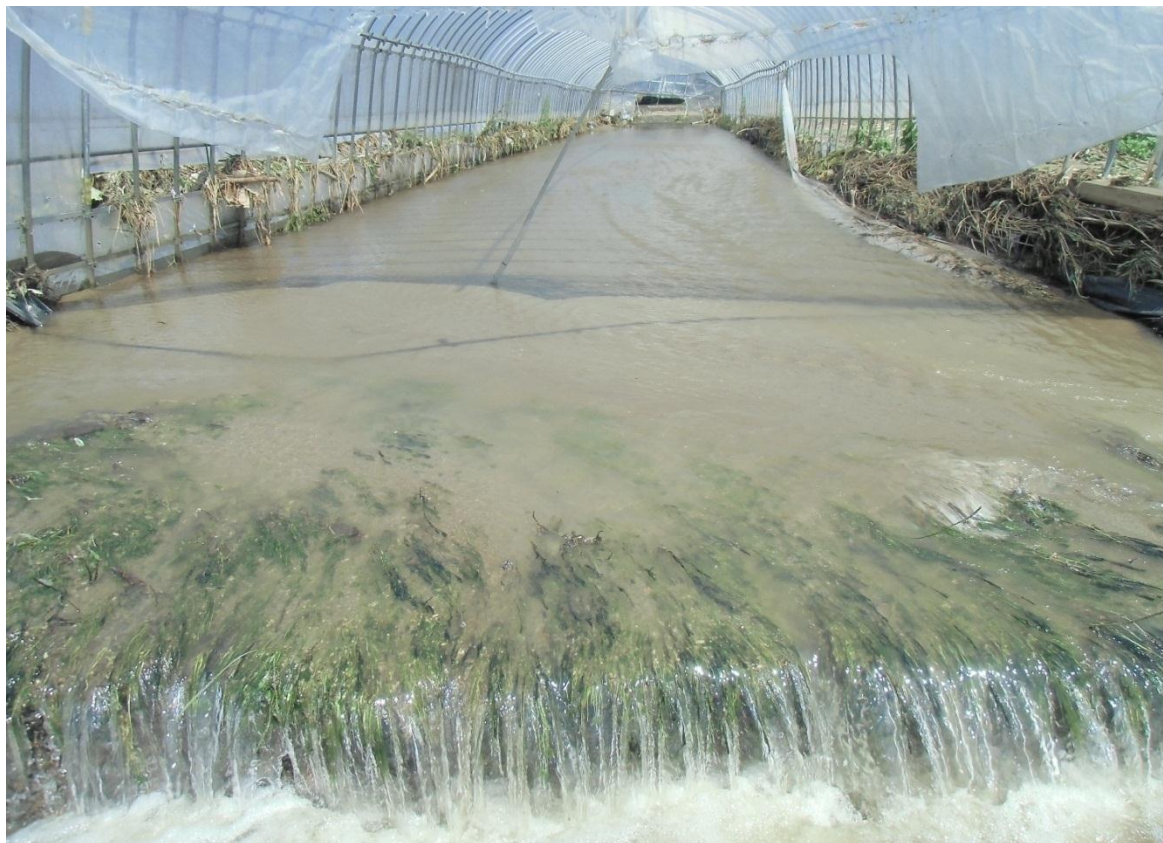
農地施設被害状況（ビニールハウス）



農地施設被害状況（ビニールハウス）



農地施設被害状況（ビニールハウス）



その他被害状況（漂着した牧草）



第3章 災害対策の取組み

1 災害警戒本部、災害対策本部の設置

- (1) 災害警戒本部
8月9日(金)午前8時45分に設置
- (2) 災害対策本部
8月9日(金)午前10時45分に災害警戒本部から移行設置
11月11日(月)午前9時35分に廃止(開催回数52回)

2 陳情及び調査対応

- (1) 岩手県知事現地調査
8月10日(土)御明神地区雫石川堤防決壊箇所
- (2) 激甚災害指定等の陳情
8月12日(月)岩手県に対し関係4市町にて陳情
- (3) 政府調査団現地調査への対応
8月13日(火)御明神地区雫石川堤防欠損箇所
- (4) 国土交通省調査団現地調査
8月14日(水)国道46号橋場地区
- (5) 岩手県議会県土整備委員会県北ブロック調査
9月11日(水)県道紫波雫石線



3 災害救助法の適用及び激甚災害の指定

- (1) 災害救助法
8月10日付けにて災害救助法適用の決定
- (2) 激甚災害
8月15日(木)激甚災害指定(本激)
9月3日(火)早期局地激甚災害の閣議決定
公共土木施設等(9/6 交付・施行)

4 TEC-FORCE（テックフォース：緊急災害対策派遣隊）による調査支援

被害の状況把握方法、復旧方法の考え方、災害復旧の留意点、生活道路である町道の早期通行ルート設定方法等について技術的助言をいただきました。

- (1) 派遣期日 平成 25 年 8 月 26 日（月）
- (2) 派遣隊員 国土交通省東北地方整備局道路部、岩手河川国道事務所

5 応急対策

(1) 避難対策

① 避難所の開設

8 月 9 日（金）午前 11 時 32 分に避難所を開設し、防災行政無線・いわてモバイルメール・町ホームページを用いて自主避難を周知しました。

また、避難所への移動が困難な場合には屋内高所退避するよう併せて周知しました。

開設避難所	9 日避難者数	延べ避難者数	閉鎖日
雫石公民館	39	43	8 月 10 日
御所公民館	0	0	8 月 9 日
御明神公民館	26	41	8 月 13 日
西山公民館	5	5	8 月 9 日
中央公民館	3	3	8 月 9 日
橋場小学校	23	23	8 月 9 日
合計	96	115	

※1 ピーク時避難者数：8 月 9 日（金）午後 3 時 76 人（一時、総合福祉センターに避難する方もありました。）

※2 開設時間：8 月 9 日（金）午前 11 時 32 分

最終閉鎖：8 月 13 日（火）午後 8 時（御明神公民館）

※3 御所公民館は、駐車場など一帯が冠水状態となったことにより避難所としての機能を果たすことができませんでした。御明神公民館も一時駐車場が冠水状態となりましたが、避難所としての機能は果たすことができました。

③ 応急食料の提供

町婦人消防協力隊への要請により炊き出しを提供したほか、町の備蓄食料、更には、孤立地区対策に併せて県からの供給により応急食料を提供しました。

期 日	備蓄(町)	炊出し(町)	県提供	町	備 考
8 月 9 日(金)	200 食	米 10kg			避難所用
		200 食			道の駅
8 月 10 日(土)			130 食 × 3 回		避難所 矢櫃、上野沢
8 月 11 日(日)			100 食 × 3 回		
8 月 12 日(月)				2 食	避難所 (御明神)
8 月 13 日(火)				2 食	

応急食料経費：98,815 円

(2) 関係機関対応状況

被害情報の収集と災害対応のため、次の機関が参集して初期対応にあたったほか、盛岡西消防署雫石分署による警戒パトロールや救助活動も行われました。

期 日	国土交通省 岩手河川国道事務所	岩手県 盛岡広域振興局	岩手県警察 盛岡西警察署	
	人員	人員	人員	車両
8月9日(金)	2人	1人	25人	10台
8月10日(土)	2人	2人	12人	6台
8月11日(日)	2人	2人	9人	6台
8月12日(月)	—	—	6人	4台
8月13日(火)	—	—	6人	3台
合 計	6人	5人	58人	29台

(3) 自衛隊災害派遣要請

道路崩壊等による孤立地区対策のため、平成25年8月9日(金)午後0時24分に岩手県総務部総合防災室を經由し、自衛隊に対し災害派遣を要請しました。同日、午後2時頃、陸上自衛隊第9特科連隊第二大隊45名が到着し、人命救助を主体に災害対応に当たりました。

① 主要活動

- ・ 孤立した国見地区からの避難者救出

8月10日(土)自衛隊ヘリコプター2機により、石塚旅館駐車場から12名を救出しました。

- ・ 上空偵察

8月10日(土)自衛隊ヘリコプターに職員2名搭乗し、上空からの被害状況の確認を行ないました。

- ・ 孤立地区への食糧供給

8月10日(土)上野沢地区へのヘリコプターによる供給
矢櫃地区への隊員による供給

8月11日(日)上野沢地区への隊員による供給

② 派遣人員等

期 日	人 員	車 両	ヘリコプター
8月9日(金)	77人	15台	—
8月10日(土)	49人	15台	3機
8月11日(日)	61人	15台	1機
計	187人	45台	4機

③ 撤収日

8月11日(日)午後6時20分に岩手県総務部総合防災室を經由して撤収を要請し、同日、午後7時15分に撤収となりました。

(4) 情報周知

情報については、防災行政無線のみならず、次の手段により広く周知に努めました。

- ① いわてモバイルメールによる配信
- ② 町ホームページ、ツイッターによる発信
- ③ 町広報紙号外による支援情報等の周知
- ※ ツイッターの運用開始：8月12日

(5) 孤立地区対策

① 国見地区

- ・孤立者数 12人
- ・孤立者救出
8月10日(土)午前11時頃、自衛隊ヘリコプター2機により救出。
(宿泊施設従業員及び利用客合わせて10人は下山希望なし)
- ・道路交通の確保
8月11日(日)県道国見温泉線啓開(一般車両通行止)
8月26日(月)県道国見温泉線通行止め解除(片側交互通行)

② 上野沢地区

- ・孤立者数 32世帯68人
- ・食料提供
8月10日(土)～11日(日)自衛隊ヘリコプターによる食料運搬。
- ・通信確保対策
8月11日(日)特設公衆衛生電話2台配置(NTT東日本災害対策室提供)
8月14日(水)ソフトバンク、KDDI携帯電話回線開通(移動衛星系無線車設置)
8月15日(木)NTTドコモ携帯電話回線開通(パラボラ衛星回線設置)
8月21日(水)一般電話回線復旧
9月20日(金)光回線復旧
- ・電力確保対策
8月10日(土)非常用発電機4台を自衛隊ヘリコプターにより運搬
8月12日(月)停電復旧
- ・地区内状況確認及び健康状態の確認
8月12日(月)自衛隊ヘリコプターにより職員が現地入りして確認
- ・道路交通の確保
8月11日(日)横欠から上野沢に至る町道晴山上野沢牧野線開通
- ・消防対策
8月26日(月)盛岡西消防署雫石分署により、上野沢地内に可搬ポンプ及びホースを設置

- ③ 矢櫃(芦ヶ平)地区
- ・孤立者数 4世帯
 - ・食料の提供
 - 8月10日(土)～11日(日)自衛隊による食料の運搬
 - ・道路交通の確保
 - 8月10日(土)県道紫波雫石線開通
- ※停電と電話不通発生なし
- ④ 志戸前地区
- ・孤立者数 17人(飲食店への避難11人、車両内避難6人)
 - 住民以外は午後8時に自力避難
 - ・道路交通の確保
 - 8月15日(木)志戸前林道(鶯宿方面)開通
 - 10月19日(土)志戸前林道応急復旧工事完了(日影頭首工付近)
 - ・消防対策
 - 9月17日(火)盛岡西消防署雫石分署により、志戸前地区内に可搬ポンプ及びホースを設置
- ⑤ 道の駅
- ・一時避難者数 250人(JR利用者)
 - ・食料の提供 株式会社しずくいしによる食料提供の協力
- (6) 主要交通の復旧
- ① 鉄道 8月12日(月)秋田新幹線・田沢湖線運行再開
 - ② 道路 8月12日(月)国道46号通行止め解除(片側通行区間有)
 - 県道矢巾西安庭線通行止め解除
- (7) ライフラインの復旧
- ① 停電復旧 8月9日(金)西安庭矢櫃方面65件、御明神橋場方面50件
 - ② 断水復旧 8月10日(土)天戸、片子沢、柘沢、外柘沢9世帯
 - 8月11日(日)安庭、中島、南、上和野、和野、籬野17世帯
 - 8月12日(月)橋場、安栖、山津田32世帯
- (8) 防疫対策(消毒剤配布)
- ① 配布開始日 8月10日(土)
 - ② 配布場所 役場及び地区公民館(8月16日から配布場所を役場に統一)
 - ③ 配布実績 消石灰857袋(10kg、20kg)
 - 家庭用塩素系漂白剤489本
 - 逆性石鹼111本
 - ④ 購入費 731,584円
- (9) 災害廃棄物対策
- ① 災害ごみの受け入れ

受入場所	受入開始日	受入ごみ
清掃センター	8月10日(土)	家財道具、布団、畳など
御明神運動場	8月15日(木)	汚泥、流木、草木など
鶯宿屋内ゲートボール場脇		

② 処理実績

処理区分	焼却処理	埋立処理	その他	合計
処 理 量	552 t	228 t	23 t	803 t

③ 処理事業費

59,191,966 円

④ 土のう袋配布（流入汚泥回収用）

- ・ 配布開始日 8月15日(木)
- ・ 配布場所 役場環境対策課
- ・ 配布数量 16,900 枚

⑤ 土砂の受入

- ・ 受入開始日 8月16日(金)
- ・ 受入場所及び受入実績 旧上長山小学校跡地 177 台
- ・ 受入管理 町シルバー人材センターに依頼

(10) 消防団による対応

8月9日(金)午前9時の出動要請により、消防ポンプ自動車を用いて、受持ち区域の警戒巡視パトロールや交通誘導、宅地内の排水作業や土のう積み作業に当たりました。

また、翌日からは水路内の土砂撤去の要請に応じたほか、上野沢、志戸前の孤立地区には小型ポンプを設置し火災の発生に備えました。

(11) 民生児童委員、自主防災会による対応

① 民生児童委員による対応

災害時要支援者の安否については、民生児童委員を通じて行われ、全員の無事を確認することができました。

② 自主防災会による対応

地域における防災の要でもある自主防災会においては、自主的に次の活動に取り組まれました。

安否確認、被害情報収集、避難誘導、救出活動、自主避難所開設、炊き出し、被害箇所見回り、水防活動、被災住宅支援、瓦礫撤去、流入土砂除去、水路の土砂除去、砂利敷き等

[8月9日の大雨洪水等に係る自主防災会の対応状況調査から]

第4章 被災者支援・復旧復興への取組み

被災者の支援と復旧復興に向けては、被災者の生活と健康を確保すること、できるだけ早期の復旧復興を念頭に、意見交換会等を開催し住民理解を得ながら進めること、総合相談窓口を設けて精神的不安や生活不安を解消し、各種手続きの簡便化を図ることにより被災住民の支援を行うことに配慮しました。

また、近隣市町や静岡県富士市などからの職員派遣をいただき、復旧復興体制を強化して災害復旧事業の取組みを進めたほか、全国各地からの災害ボランティアの皆さんに、被災家屋からの泥出しや片づけなど懸命な支援活動をいただきました。

1 意見交換会

(1) 上野沢地区意見交換会

孤立化した上野沢行政区の生活を確保、支援することを目的に開催しました。

実施日	実施場所	住民出席	町出席
8月24日(土)	上野沢	27人	7人
9月5日(木)		20人	7人
11月21日(木)		15人	7人
合計3回		62人	21人

(2) 地区別意見交換会

災害の対応状況と各種支援制度を説明し、支援することを目的に開催しました。

実施日	対象	住民出席	町等出席
9月6日(金)	御所地区	59人	25人
9月9日(月)	御明神地区	60人	24人
9月12日(木)	雫石・西山地区	16人	23人
9月19日(木)	定住促進住宅入居者	8人	8人
合計4回		143人	80人

2 各種支援制度の周知

復旧復興に向けた支援策として、り災証明・り災届出証明の発行、町税・各種保険料減免、住宅の応急修理制度、水道料金減免、衛生対策・消毒方法、災害ボランティア受入、災害義援金受入、総合相談窓口設置、各種援護資金貸付制度、宅地内崩土除去経費助成、災害見舞金、農業災害緊急支援事業、被災宅地補修等補助金等、各種支援制度を周知するため、広報しずくいし号外を3回発行したほか、町広報紙9月号では特集記事を掲載しました。

広報しずくしいし 号外

平成 25 年 8 月 22 日発行

8 月 9 日に発生した大雨災害に関するお知らせ

8 月 9 日の大雨により、住家や農地などが被害に遭われた皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。
この広報しずくしいし号外では、8 月 9 日の大雨災害に関して、町民の皆さまに取り急ぎお伝えしなければならない情報を掲載しています。町の被害状況などについては、9 月 12 日(木)に庶務配布する広報しずくしいし 9 月号でお知らせする予定としております。

1. り災証明書

住居の被害(雨漏、床上・床下浸水等)に応じて「り災証明書」を発行します。「り災証明書」は町税の減免、金融機関等による融資、保険等の減免・償還などを受けるために用います。
■受付時間 平日(月～金) 8 時 30 分～17 時 ※ 8 月 24 日(土)、25 日(日)も受け付けます。
■申請方法 町役場税務課窓口で申請してください。
■用意するもの 印鑑、被害状況がわかる写真等
■問い合わせ先 町役場税務課課長課長担当 ☎ 692-6481

2. り災届出証明書

上記の「り災証明書」とは別に、生活支援に必要な措置(保険の給付等)を受けることが出来るようにするため、土地、建、門扉等の付帯物、家具等、車などについても、「り災届出証明書」により申請していただくことにより、り災の届出があったことを証明する「り災届出証明書」を発行します。
なお、保険会社等の手続き先により、取り扱いが異なりますので、必要の有無については保険会社等の手続き先にお問い合わせください。
■受付開始日 8 月 26 日(月)
■受付時間 平日(月～金) 8 時 30 分～17 時 ※ 8 月 31 日(土)、9 月 1 日(日)も受け付けます。
■申請方法 町役場防災課窓口で申請してください。
■証明する届出 家屋以外の扉・門扉、動産(車庫)、家財、土地などの被害
■用意するもの 印鑑、り災の状況がわかる写真
■問い合わせ先 町役場防災課 ☎ 692-6410、692-6490

3. 災害ごみ等

大雨災害が発生したごみ等の受け入れ場所は、次のとおりです。
①ふとん、畳、家財道具は七ツ森清掃センター(七ツ森 347 番地) ☎ 692-3570
※清掃センターへご自分で運搬できない方のお手伝いをします。町役場環境対策課にご連絡ください。
②汚泥、湧水、草木、金銭類(御明神グラウンド(御明神八計 20 番地 1)、斎宮グレートボール場(南宮原 2 地割 52 番地 1))
※汚泥については、袋詰めとし、口を布で縛ってください。袋の無い方には、町役場で土のう袋を無料配布します。
③土砂(旧上長山小学校跡地(長山 10 番地 1))
■ごみ等の受付時間 9 時～16 時
■問い合わせ先 ①～③ 町役場環境対策課 ☎ 692-6403、④ 町役場総務課 ☎ 692-6489

4. 町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免

所有する資産に被害があった場合、その被害の程度および所得の状況に応じて、町税等の減免を受けられる場合があります。
①個人町民税・国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料
所有する住居が全室床上浸水以上の被害にあった場合、今年の所得見込額、被害の損害割合の程度に応じて、8 月 9 日以後の納期の税(保険料)の減免または免除を受けられる場合があります。
②固定資産税
固定資産税の課税対象となる資産(土地、家屋、償却資産)が被害を受けた場合(家屋は半壊以上)、損害の程度に応じて、8 月 9 日以後の納期の税の減免または免除を受けられる場合があります。
※減免には申請が必要となりますので、次により申請の受け付けを行います。
■申請受付 町税(町役場税務課、介護保険料(町役場福祉課、後期高齢者医療保険料(町役場町民課))
■受付時間 平日(月～金) 8 時 30 分～17 時
■申請方法 町役場各担当窓口で申請してください。
■用意するもの 印鑑、り災証明書またはり災届出証明書、収入が確認できる資料など
■問い合わせ先 町税(町役場税務課課長課長担当・住民課担当) ☎ 692-6402
介護保険料(町役場福祉課介護課担当) ☎ 692-6476
後期高齢者医療保険料(町民課医療給付担当) ☎ 692-6479
※なお、納付が著しく困難となる場合は、納付相談も受け付けております。

5. 国民年金保険料の特例免除

住家が半壊以上の被災をした国民年金加入者で、国民年金保険料の納付が困難となった人は、国民年金保険料の特例免除を受けられる場合があります。
■免除を受けられる期間 平成 25 年 7 月分～平成 26 年 6 月分
■申請方法 町役場町民課窓口で申請してください。
■用意するもの 印鑑、り災証明書(写しでも可)
■申請期間 平成 26 年 7 月末
■問い合わせ先 盛岡年金事務所 ☎ 623-6211、町役場町民課国民年金担当 ☎ 692-6476

6. 住宅の応急修理制度

大雨災害により「大規模半壊または半壊した住宅」(り災証明による被害)の応急修理に要した費用のうち、日常生活に必要で欠くことができない修理に要した費用について、町が指定する業者に修理を依頼し支払う制度です。
■対象者 以下のすべての要件を満たした人(世帯)が対象となります。
①大規模半壊または半壊の被害を受けたこと
②応急修理を行うことによる避難所等への避難を要しなくなると思えること
③応急仮設住宅(仮定仮設住宅等)を利用しないこと
■所得制限等 所得制限がありますので下記記号までお問い合わせください。
■住宅の応急修理の内容
①応急修理の範囲(居室、炊事場、便所等の緊急を要する箇所)
②応急修理の箇所や方法等(大雨被害と直接関係のある修理のみが対象(内装・家電製品に関するものは対象外))
■限度額 1 世帯当たり 52 万円
■問い合わせ先 町役場福祉課福祉企画担当 ☎ 692-6472

広報しずくしいし 平成 25 年(2013)8 月 22 日 号外 発行/李石町 編集/企画課 電話 020-056 5 番手番市部李石町 5 番地 1
☎ 019-692-6570 FAX 019-692-1311 ホームページ: http://www.town.shizukuishii.wak.jp/
◆大雨災害に関する情報は、町のホームページにも掲載しておりますので、そちらもご覧ください。

7. 水道料金等の減免

被災した世帯の水道料金等の減免を行います。減免の条件については、大雨災害により排除等に水道を使用した場合とし、8 月請求分(8 月検針分)の水道料金等を前年の同月に請求した額と同額として請求します。減免には申請が必要となりますので、次とおり申請の受け付けを行います。
■申請期間 8 月 2 日(木)～8 月 6 日(金) ※期間満了
■受付時間 平日(月～金) 8 時 30 分～17 時
■申請方法 電話または町役場付属棟 2 階上水道課窓口で申請してください。
■問い合わせ先 町役場上下水道課 ☎ 692-6408

8. 国保等保険証の再発行

被災により国民健康保険・後期高齢者医療の保険証を紛失した人は、申請により再発行ができます。
■受付時間 平日(月～金) 8 時 30 分～17 時
■申請方法 町役場町民課窓口で申請してください。
■用意するもの 運転免許証等身分を証明できるもの、印鑑
■問い合わせ先 町役場町民課国民年金担当 ☎ 692-6478、医療給付担当 ☎ 692-6479

9. 各種証明手数料の免除

住民票や納税証明書等の発行手数料について、大雨災害に関連する手続きに必要な場合に交付手数料を免除します。
■免除を受けられる期間 平成 25 年 8 月 22 日～平成 26 年 3 月 31 日(役場閉庁時除く)
■免除を受けられる証明書
①町民課窓口で申請(住民票の写し、印鑑登録証明、戸籍に関する証明書(戸籍簿本等))
②税務課窓口で申請(所得証明、課税証明、納税証明、固定資産に係る証明および簡章)
■免除対象 大雨災害に関連した用途(例えば金融機関等による融資、保険金請求等)に限ります。
※窓口で使用目的を確認します。
■用意するもの り災証明書またはり災届出証明書(写しでも可)、窓口に来る人の身分を証明できるもの(運転免許証等)、印鑑、別世帯の人の分を請求する場合は委任状
■問い合わせ先 ①町役場町民課住民担当 ☎ 692-6470、②町役場税務課住民課課長担当 ☎ 692-6402

10. 衛生対策・消毒方法

大雨で浸水した家屋の衛生対策として、漂白剤と家庭用塩素系漂白剤を町役場で配布しています。また、感染症予防のため、床上浸水などで汚れた床や、家具などの消毒用品も準備しております。ご使用の際は、消毒方法など、取り扱い説明書を必ずご確認ください。
■問い合わせ先 町健康推進課(町健康センター内) ☎ 692-2227

11. 町総合防災訓練を中止します

9 月 1 日(日)に開催する予定でしたが「平成 25 年度桜石町総合防災訓練」は中止します。
■問い合わせ先 町役場防災課 ☎ 692-6490

12. 災害ボランティア募集中

被害を受けた世帯へ派遣するボランティアを募集しています。また、ボランティアの派遣を希望する人も下記までご連絡ください。
■募集締め切り 8 月 31 日(土)
■問い合わせ先 桜石町社会福祉協議会 ☎ 692-2230

13. 災害義援金

災害義援金を受け付けています。ご協力よろしくお願いします。
■義援金名 平成 25 年 8 月 桜石町東雨災害義援金
■受付期間 10 月 31 日(木)
■受付時間 平日(月～金) 8 時 30 分～17 時 ※ 8 月 24 日(土)、25 日(日)も受け付けます。
■受付方法
①現金 町役場福祉課窓口
②銀行振込 振込先は次のとおりです。

金融機関名	支店名	口座番号	名義人
新岩手農業協同組合	桜石町役場出張所	普通預金 0004904	桜石町災害義援金 (O/A)イフコイイ 伊 伊キ
ゆうちょ銀行	郵便振替口座	02260-5-770	桜石町災害義援金 (O/A)イフコイイ 伊 伊キ

※新岩手農業協同組合をご利用の場合、振込手数料はご負担願います。
※ゆうちょ銀行への振替手数料はかかりません(ATMによる通常払い込みについては、料金ががかかります)。
※受領書が必要な人は町役場福祉課にご連絡ください。
③現金書留 送付先〒 020-0566(※住所記載不要)桜石町役場福祉課福祉企画担当(義援金担当)
※ 9 月 18 日(木)までは、郵便料金が免除になります。
■義援金の配分 関係機関で構成される義援金配分委員会が決定し、被災者へ配分します。
■その他 振込金受領書などをもって税制上の優遇措置(所得税、法人税、個人住民税)の適用対象となります。
■問い合わせ先 町役場福祉課福祉企画担当 ☎ 692-6472

14. 心身の健康相談窓口

町健康センターでは、このたびの大雨災害から「食欲がなくて調子が悪い」「眠れない」「誰とも話さず居られない」など、心身の健康に不安のある人からの相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。
■相談受付時間 平日(月～金) 8 時 30 分～17 時
■問い合わせ先 町健康センター内 保健センター ☎ 692-2227、地域包括支援センター ☎ 691-1106

15. 家電・PC特別修理対応

被災した家電製品等の特別修理対応および被災したパソコン等の特別修理サービスについて、メーカー各社から示されています。詳しくはメーカーにお問い合わせください。

17. 電気料金等の特別措置

東北電力は、被災された方から申し出があった場合に、下記の特別措置を講ずることとしております。
■特別措置の内容 ①電気料金の早収期間および支払期限の延長②不使用月の電気料金の免除③工事費負担の免除など
■問い合わせ先 東北電力コールセンター ☎ 0120-175-496(フリーダイヤル)、受付時間(月～金(休日除く)9 時～20 時、土(休日除く)9 時～17 時)
■申込窓口 東北電力盛岡営業所お客様センター(盛岡市根町 1-25)

16. 電話

電話・通信料金等について、支払期限の延長や移転工事費の取り扱い、修理費用の軽減等が通信会社各社から示されています。詳しくはご使用している電話の通信会社・店舗等にお問い合わせください。

がんばろう 雫石

広報しずくしいし号外【第2版】

平成25年8月29日発行

8月9日に発生した豪雨災害に関するお知らせ

8月9日の豪雨により、住家や農地などが被害に遭われた皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。
この広報しずくしいし号外【第2版】では、8月22日発行の号外に引き続き、8月9日の豪雨災害に関して、町民の皆さまに取り急ぎお伝えしなければならぬ情報を掲載しています。なお、本紙では前回の号外でも掲載した記事の一部についても再掲しています。

1. 総合相談窓口

豪雨災害により被災した人からの各種証明や支援制度などの相談を受け付ける相談窓口を開設しています。
■開設期間 9月6日(金)まで ※8月31日(土)、9月1日(日)も受け付けます。
■受付時間 8時30分～17時15分
■場所 町役場1階ロビー
■問い合わせ先 町役場防災課 ☎ 692-6410

2. り災証明書

住居の被害(倒壊、床上・床下浸水等)に応じて「り災証明書」を発行します。「り災証明書」は町税の減免、金融機関等による融資、保険等の減免・猶予などを受けるために用います。
■受付時間 平日(月～金)8時30分～17時15分 ※8月31日(土)、9月1日(日)も受け付けます。
■申請方法 町役場総務課窓口で申請してください。
■用意するもの 印鑑、被害状況がわかる写真等
■問い合わせ先 町役場総務課資産課担当 ☎ 692-6481

3. り災届出証明書

上記の「り災証明書」とは別に、生活支援に必要な措置(保険の給付等)を受けることが出来るようにするため、土地、建、扉扉等の付帯物、家具家財、車などについても、「り災届出証明書」により申請していただくことにより、り災の届出があったことを証明する「り災届出証明書」を発行します。なお、保険会社等の手続き先により、取り扱いが異なりますので、必要の有無については保険会社等の手続き先にお問い合わせください。
■受付時間 平日(月～金)8時30分～17時15分 ※8月31日(土)、9月1日(日)も受け付けます。
■申請方法 町役場防災課窓口で申請してください。
■証明する届出 家屋以外の扉扉、門扉、塀、車庫(車庫)、家財、土地などの被害
■用意するもの 印鑑、り災の状況がわかる写真等
■問い合わせ先 町役場防災課 ☎ 692-6410、692-6490

4. 各種援護資金の貸付制度

豪雨災害により被害にあった人に対し、災害援護資金および住宅改修費を貸し付ける制度があります。詳しくは下記までお問い合わせください。
■問い合わせ先 栗石町社会福祉協議会 ☎ 692-2230、町役場福祉課福祉企画担当 ☎ 692-6472

5. 住宅の応急修理制度

豪雨災害により「大規模半壊または半壊した住宅」(り災証明による被害)の応急修理に要した費用のうち、日常生活に必要で欠くことができない修理に要した費用について、町が指定する業者に修理を依頼し支払う制度です。
■住宅の応急修理の内容
①応急修理の範囲▶居室、炊事場、便所等の緊急を要する箇所
②応急修理の箇所や方法等▶大雨被害と直接関係のある修理のみが対象(内装・家電製品に関するものは対象外)
■限度額 1世帯当たり52万円
■申請期限 9月13日(金)
■問い合わせ先 町役場福祉課福祉企画担当 ☎ 692-6472

6. 宅地内の崩土除去経費の助成

今回の豪雨により宅地崩壊地の斜面等の崩落によって「宅地敷地内」に入り込んだ崩土(宅地の裏山から崩落した土)を除去する費用について、申請に基づき一部を助成します。
なお、全てを自ら処理したものの、河川・水路等から流入した土砂、建物の土砂は対象とはなりませんのでご了承ください。
■助成対象者 町民で自ら居住する宅地敷地内に流入した崩土を自力で除去できずに他に委託等して除去する人
■助成対象費用 ①崩土除去に係る業者等への委託料、②重機等の借上り料
■助成金額 10万円を上限とし、10万円に満たない場合は当該費用の額(千円未満切捨て)
■申請・問い合わせ先 町役場総務課 ☎ 692-6411

7. 未舗装道路の応急修理用碎石の提供

町では、町内全域で多数発生した道路陥没等の復旧に努めていますが、未舗装道路まで対応しきれずありません。
行政区や自主防災組織、農事実行組合など地域組織の皆さまのなかで、自主的に道路等の応急補修にご協力いただける場合には、町から補修用碎石を提供します。なお、地域組織で砕石会社に取りに行き運搬から補修まで行っていただける場合に限りです。また、砕石以外の費用についての助成はありませんのでご了承ください。
■申請期限 9月30日(月)
■申請方法 被災状況が分かる写真を持参の上、町役場地域整備課までお越しください。
■問い合わせ先 町役場地域整備課 ☎ 692-6406

8. 災害見舞金

豪雨災害により住家の被害があった世帯に対し、災害見舞金を給付します。
■対象世帯 住家被災区分が、全壊・大規模半壊・半壊(床上浸水)、一部損壊(床下浸水)の世帯
■支給金額 全壊▶30万円、大規模半壊▶10万円、半壊▶5万円、一部損壊▶2万円
■給付方法 被災状況調査結果による被災区分により、対象世帯に対し郵送で通知し、内容確認などを行った後に口座振込により給付します。
■問い合わせ先 町役場福祉課福祉企画担当 ☎ 692-6472

9. 心身の健康相談窓口

町健康センターでは、このたびの豪雨災害から「食欲がなくて体の調子が悪い」「眠れない」「誰とも話さずなれない」など、心身の健康に不安のある人からの相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。
■相談受付時間 平日(月～金)8時30分～17時
■問い合わせ先 町健康センター内 保健センター ☎ 692-2227、地域包括支援センター ☎ 691-1105

10. 農業災害対策緊急支援事業

①農業用水確保対策事業(排水ポンプリース事業)
流出や冠水等により排水ポンプが使用不能となった場合における排水ポンプの借上げ(電気料、燃料費、人件費は除く)に係る費用の一部を助成します。ただし、受益者が2人以上の場合に限りです。
■対象 排水ポンプの借上げ
■申請期限 9月8日(月)まで
■助成金額 上限23万円(排水ポンプ借上げ料の30%(1万円以内/日、上限20万円)以内、資材費(給水ホース、給電ケーブル)1/3(上限3万円)以内)
■問い合わせ先 町役場農林課 ☎ 692-6405

②農機具再生利用事業
被災した農機具(トラクター、コンバイン、穀物乾燥機、霧吹機、田植機、加温機)のエンジンやモーターの修繕に係る費用の一部を助成します。ただし、農機具共済等が適用される場合は除きます。
■対象 水没、破損等により修理を要する上記の農機具
■申請期限 9月30日(月)まで
■助成金額 修理費の2分の1(上限2万円)以内。ただし、修理が2台以上の場合、上限を4万円とします。
■問い合わせ先 町役場農林課 ☎ 692-6405

11. 中小企業等に対する支援

【中小企業経営安定資金】
県では、災害の影響により経営環境が悪化している中小企業者に対して運転資金を融資し、経営の安定を支援します。
■融資対象者 災害発生後、直近1カ月の売上高等が前年同期に比して3%以上減少した中小企業者
■融資条件 ①資金使途▶運転資金、②融資限度額▶8千円以内、③融資期間▶15年以内(借償3年以内)
■問い合わせ先 栗石町商工会 ☎ 692-3321、岩手県商工労働観光部経営支援課 ☎ 629-5542

【商工観光振興資金】
県内に事業所を有する中小企業を対象に、設備資金、運転資金を融資し経営の安定を支援します。
■融資対象者 県内に事業所を有する中小企業者
■融資条件 ①資金使途▶設備資金、運転資金、②融資限度額▶設備1億円以内、運転5千万円以内(設備・運転併用の場合1億円以内)、③融資期間▶設備:15年以内(借償2年以内)、運転:10年以内(借償1年以内)
■問い合わせ先 岩手県商工労働観光部経営支援課 ☎ 629-5542

【災害復旧貸付】
日本政策金融公庫では、中小企業に対し災害復旧のための設備資金および長期運転資金を融資します。
■融資対象者 災害救助法が適用となる大規模な災害により、被害を受けた中小企業者
■融資限度額 直接貸付▶別枠1億5千万円、代理貸付▶直接貸付の範囲内で別枠7千5百万円
■問い合わせ先 株式会社日本政策金融公庫岩手支店 ☎ 629-4392

12. 災害に便乗した悪徳商法に注意!

東日本大震災の際には、建物改修工事やリフォームなどに関する相談が消費生活センターに寄せられています。
(過去の事例)
●当社と被災家屋の修理契約をすれば、行政から補助金が出る など、虚偽の勧誘を行い修理契約をする。
●日本赤十字社や中央善会の名をかたり、担当者個人と称する銀行口座に義捐金を振り込む依頼のハガキや電子メールを送り付ける。
このような事例がありましたら下記までご連絡ください。町の消費生活相談員が対応します。
■問い合わせ先 町役場福祉課福祉企画担当 ☎ 692-6472

13. 教育支援

①就学援助費
豪雨災害により大きな被害に遭われた小学校および中学校の児童生徒のいる世帯は、今年度の就学援助費が受給できる場合があります。
②奨学金償還減額
栗石町奨学金を償還中で、豪雨災害により住家の全壊、半壊、床上浸水被害に遭われた人について、償還期間延長の申請を受け付けます。
■問い合わせ先 ①▶各小中学校または町教育委員会学校教育課 ☎ 692-6412、②▶町教育委員会学校教育課 ☎ 692-6412

14. 奨学金

独立行政法人日本学生支援機構は、8月9日からの大雨の被害にかかる災害救助法適用地域(栗石町を含む)の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用および奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の届出を受け付けています。
■問い合わせ先 独立行政法人日本学生支援機構(JASSO) ☎ 03-6743-6011 URL: <http://www.jasso.go.jp/>

15. 衛生対策・消毒方法

床上・床下浸水した家屋は汚泥が床下にあることで、悪臭の原因になり、健康を害するおそれがあります。感染症予防のため、床下の汚泥を取り除き、床下が白くなる程度に消石灰を直接散布しましょう。散布後はジョウロなどで水をまき、消石灰が飛散しないように表面を固める効果的です。また、汚泥を片付けた家の周囲にも同じように散布しましょう。
消石灰と家庭用塩素系漂白剤は町役場で配布しています。また、感染症予防のための消毒用品も準備しております。ご使用の際は、消毒方法など、取扱い説明書を必ずご確認ください。
なお、からだに異常を感じたら早めに医療機関で受診してください。
■問い合わせ先 町健康推進課(町健康センター内) ☎ 692-2227

16. 災害義援金

災害義援金を受け付けています。ご協力よろしくお願ひします。
■義援金名 平成25年8月栗石町豪雨災害義援金
■受付期限 10月31日(木)
■受付時間 平日(月～金)8時30分～17時15分 ※8月31日(土)、9月1日(日)も受け付けます。
■受付方法 ①現金▶町役場福祉課窓口
②銀行振込▶振込先は次のとおりです。

金融機関名	支店名	口座番号	義援人
新岩手農業協同組合	栗石町役場出張所	普通預金 0004904	栗石町災害義援金(ｽｲｸﾞﾗﾌﾞｸﾗﾌﾞが(株)ｲﾝｷ)
ゆうちょ銀行	郵便振替口座	02260-5-770	栗石町災害義援金(ｽｲｸﾞﾗﾌﾞｸﾗﾌﾞが(株)ｲﾝｷ)

※1 新岩手農業協同組合をご利用の場合、振込手数料はご負担願ひします。※2 ゆうちょ銀行への振替手数料はかかりません。(ATMによる普通振込)込みについては、料金が掛かります。※3 振替書が必要な人は町役場福祉課にご連絡ください。
③現金書留▶送付先▶020-0595(※住所記載不要) 栗石町役場福祉課福祉企画担当(義援金担当)
※8月18日(水)までは、郵便料金が免除になります。
■その他 振込金額簿などをもって税制上の優遇措置(所得税、法人税、個人住民税)の適用対象となります。
■問い合わせ先 町役場福祉課福祉企画担当 ☎ 692-6472

広報しずくしいし 平成25年(2013)8月29日 号外【第2版】発行/栗石町 編集/全農財政課 〒020-0595 岩手県栗石町千畑105番地1 ☎019-692-6570 FAX019-692-1311 ホームページ: <http://www.town.shibukawa.iwate.jp/>
◆豪雨災害に関する情報は、前のホームページに掲載しておりますので、おちまちまご覧ください。

広報すくいくいし 号外

平成25年10月10日発行

8.9大雨洪水災害および9.16台風18号に関するお知らせ

8月9日の大雨洪水災害および9月16日の台風18号により、住家や農地などが被害に遭われた皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。
この広報すくいくい号外【第3版】では、これらの災害に関して、町民の皆さまに緊急にお伝えしなければならない情報を掲載しています。掲載している事業の中には、8月9日の大雨洪水災害のみにも適用するものがあります。詳しくは各担当にお問い合わせください。

1. り災証明書

住居の被害（倒壊、床上・床下浸水等）に応じて「り災証明書」を発行します。「り災証明書」は町税の減免、金融機関等による融資、保険等の減免・優待などを受けるために利用します。
■申請方法 町役場税務課窓口で申請してください。
■用意するもの 印鑑、被害状況がわかる写真等
■問い合わせ先 町役場税務課課長担当 ☎ 692-6481

2. り災届出証明書

上記の「り災証明書」とは別に、生活支援に必要な措置（保険の給付等）を受けることが出来るようにするため、土地、扉・門扉等の付帯物、家具家財、車などについても、「り災届出証明書」により申請していただくことにより、り災の届出があったことを証明する「り災届出証明書」を発行します。なお、保険会社等の手続き先により、取り扱いが異なりますので、必要の有無については保険会社等の手続き先にお問い合わせください。
■申請方法 町役場防災課窓口で申請してください。
■証明する届出 家屋以外の扉・門扉、動産（車両）、家財、土地などの被害
■用意するもの 印鑑、り災の状況がわかる写真等
■問い合わせ先 町役場防災課 ☎ 692-6410、692-6490

3. 各種援護資金の貸付制度

災害により被害のあった人に対し、災害援護資金および住宅改修費を貸し付ける制度があります。詳しくは下記までお問い合わせください。
■問い合わせ先 栗石町社会福祉協議会 ☎ 692-2230、町役場福祉課福祉企画担当 ☎ 692-6472

4. 未舗装道路の応急補修用砕石の提供

8月9日の大雨洪水災害にともない、未舗装道路の応急補修用砕石の提供を9月30日まで行うこととしておりましたが、台風18号の影響を考慮し10月31日まで延長します。
行政や自主防災組織、農事実行組合など地域組織の皆さんで自主的に道路等の応急補修にご協力いただける場合、町から補修用砕石を提供しています。なお、地域組織で採石会社に取りに行き運搬から補修まで行っていただける場合があります。また、砕石以外の費用については地域組織でご負担いただくこととなりますので、ご理解をお願いします。
■申請期限 10月31日（木）
■申請方法 被災状況がわかる写真を持参の上、町役場地域整備課までお越しください。
■問い合わせ先 町役場地域整備課 ☎ 692-6406

5. 被災宅地補修等補助金

8月9日の大雨洪水災害で被災した宅地の擁壁や法面の修繕や補修工事を行う人へ、工事費用の一部を補助します。

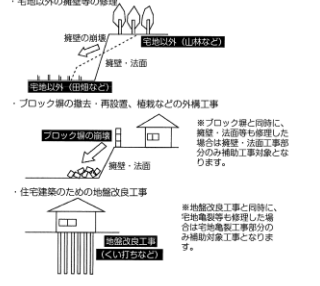
- 申請できる人 被災した宅地の所有者もしくは所有者と同一世帯の人、または管理者
- 対象となる人 ①～④全てに該当する人
 - ①被災した宅地に建てた住宅に、平成25年8月9日時点で居住し住民登録していたこと
 - ②世帯全員が町税等の滞納がないこと
 - ③行おうとしている補修工事について、他の補助金等を受けていないこと
 - ④平成26年3月31日までに補修工事を終了できること
- 対象となる補修工事（20万円を超える工事に①～③に該当するもの）
 - ①被災した擁壁の撤去、再設置など
 - ②土留、柱土留の保護、修繕など
 - ③宅地内の地割れの修復

※宅地の原形復旧以外は対象外です。対象となる工事の例は右図をご覧ください。

◆補助対象となる工事の例



◆補助対象とならない工事の例



6. 中小企業等に対する支援

【中小企業被災復旧修繕事業費補助】

8月9日の大雨洪水災害の影響により被害を受けた町内の中小企業者に対し、経済基盤の再興と就業機会の確保を図るため、店舗、工場等の修繕に要する費用を助成し事業の再開を支援します。
■補助対象者 8月9日の災害により被害を受けた町内の店舗、工場等の修繕を行う中小企業者
■対象業種 中小企業雇用促進法第2条第4項第5号に規定する業種のうち町長が認める業種（例：製造業、建設業、卸売業、サービス業、小売業、宿泊業等）
■補助対象経費及び補助率等 次の被災資産の現状を回復するための経費
①建物およびその附属設備の修繕に要する経費
②機具類、機械および備品の修繕に要する経費
③施設内に流入した土砂の処置に要する経費

区分1（業種）	区分2（経費）	補助率	補助限度額
宿泊業	総経費が1,000万円以上	1/2	2,000万円
宿泊業以外	総経費が1,000万円未満	1/4	100万円
修繕費相当額		1/4	100万円

■申請期限 平成26年2月28日
■問い合わせ先 町役場観光工商課工務担当 ☎ 692-6497

【中小企業災害復旧資金等利子補給費補助】

8月9日の大雨洪水災害により被害を受けた町内の中小企業者が、復旧のために借入した資金について、利子補給を行い中小企業者の経済的な負担の軽減を図ります。
■対象資金および補助対象借入限度額
①若手果 中小企業災害復旧資金 1,000万円
②日本政策金融公庫 災害復旧貸付 3,000万円
■補助対象額 それぞれの資金制度で定める貸付利率による利率の額
■利子補給期間 それぞれの資金の貸付期間内
■申請期限 平成26年3月31日
■問い合わせ先 町役場観光工商課工務担当 ☎ 692-6497

7. 災害義援金

8月9日の大雨洪水災害に係る災害義援金を受け付けています。ご協力よろしくお願います。

■義援金名 平成25年8月栗石町家雨災害義援金
■受付期限 10月31日（木）
■受付方法 ①現金▷町役場福祉課窓口
②銀行振込▷振込先は次のとおりです。

金融機関名	支店名	口座番号	名義人
新若手農業協同組合	栗石町役場出張所	普通預金 0004904	栗石町災害義援金 (X) 21070141 付 I 124
ゆうちょ銀行	郵便振替口座	02260-5-770	栗石町災害義援金 (X) 21070141 付 I 124

※1 新若手農業協同組合をご利用の場合、振込手数料はご負担願います。※2 ゆうちょ銀行への振替手数料がかかります（ATMによる普通振込込みについては、料金が異なります）。※3 受領書が必要な人は町役場福祉課にご連絡ください。
■その他 振込金受領書などをもって税制上の優遇措置（所得税、法人税、個人住民税）の適用対象となります。
■問い合わせ先 町役場福祉課福祉企画担当 ☎ 692-6472

8. 心身の健康相談窓口

このたびの災害から「食欲がなく体の調子が悪い」「眠れない」「誰とも話さず寂しい」など、心身の健康に不安のある人からの相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。
■問い合わせ先 町健康センター内 保健センター ☎ 692-2227、地域包括支援センター ☎ 691-1105

9. 農家支援

【農作物災害対策復旧事業（越冬粗飼料購入費助成）】

自給粗飼料が被災した畜産農家を支援します。
■対象 牧草地または牧場の流失、土砂流入、冠水等により自給粗飼料が減少し、次期収穫期までの自給粗飼料が不足する畜産農家
■助成金額 越冬粗飼料購入費用の3分の2以内（千円未満切り捨て）
■申請方法 生産者団体等を通じて取りまとめます。
■その他 照の実施要項が決まっておりますから具体的にお知らせします。

【畜産飼養緊急支援事業（代替飼料購入費の助成）】

牛舎等が浸水等により被災し、代替飼料を購入しなければならなかった畜産（肥育牛）農家を支援します。
■対象 牛舎等が被災により、肥育牛飼養に購入した代替飼料費用
■申請期限 10月31日（木）
■助成金額 1頭あたり200円/日（上限10日間） 対象期間は8月9日～8月31日

【農作物災害対策復旧事業（まき直しや代作費の助成）】

農作物被害の軽減・回復や拡大防止について、緊急病害虫防除、まき直しや代作、生育回復等に係る費用の一部を助成します。
■対象作物 野菜、花きなど
■助成金額 補助対象経費の3分の2以内（千円未満切り捨て）
■申請方法 生産者団体等を通じて取りまとめます。
■その他 照の実施要項が決まっておりますから具体的にお知らせします。

【農地等小規模災害復旧事業】

被災した農地、農業用施設（用排水路等）に係る災害復旧工事を支援します。農家1戸で複数の申請をすることができます。※業者から工事費の見積書をお取りください。
復旧工事費が40万円を超える場合は、基本的に国の補助対象事業として町が工事発注します。なお、施行箇所の考え方として、農地所有者が同じで、施工箇所が近接している場合は、複数箇所を合わせることが可能です。
①復旧工事費の見積額が13万円～40万円未満の場合 ※工事は復旧で発生します。
■対象 農地、農業用施設（用排水路等）の復旧工事
■申請期限 11月8日（金）
■受益者負担 復旧工事費の10%前後（工事費から国災害補助率[※]相当額を差し引いた額）
■申請 ①見積書、②写真（施工前）、③位置図、④印鑑を持参し、町役場福祉課窓口で申請してください。※写真は被災状況がわかるよう安全に注意して撮影し撮影してください。
②復旧工事費の見積額が13万円を超えない場合 ※工事は農家で発生します。
■対象 農地、農業用施設（用排水路等）の復旧工事。または、自力施工に係る重機燃料（燃料費、人件費を除く）。
■申請期限 平成26年3月20日（木）
■助成金額 国災害補助率（90%前後）相当額（工事費×国災害補助率）※千円未満切り捨て
■申請 ①請求書または領収書（写し）、②見積明細書、③写真（着手前・完成後）、④位置図、⑤印鑑を持参し、町役場福祉課窓口で申請してください。※写真は被災状況がわかるよう安全に注意して撮影し撮影してください。
※注 国災害補助率▷今回の災害に係る国の補助率は、平成26年3月頃に確定する見込みです。
■上記すべての事業の問い合わせ先 町役場農林課 ☎ 692-6405

広報すくいくいし 平成25年(2013)10月10日 号外【第3版】発行/栗石町 編集/企画財政課 〒692-0565若手果若手果栗石町千代田5番地1 ☎ 018-692-6570 FAX018-692-1311 ホームページ http://www.town.sukikui.nagano.jp
◆大雨洪水災害・台風18号に関する情報は、町のホームページにも掲載しておりますので、そちらもご覧ください。



Shizukuishi

平成 25 年 9 月 10 日号 No.737

広報しずくいし

2013年
9月号



特集

8.9 豪雨災害

Contents

特集 8.9 豪雨災害	2
よしゃれ月間	12
町政懇談会「町長との対話」	15
みんなで支えよう命と心	18
国民健康保険証の更新時期です	20

ボランティアに感謝！ 震災被災地からも
 県内外からたくさんのボランティア
 が車石に駆けつけてくれました。中に
 は東日本大震災の被災者も。「今度は
 自分たちが助ける番だ」と話し、住家
 の復旧作業にあたってくれる沿岸地域
 の漁業関係者の姿もありました。

各種支援・減免制度などのお知らせ

豪雨災害に関する各種支援制度などについてお知らせします。
申請期限がある制度などがありますので、お早めにご手続きいただくようお願いいたします。

り災証明書

住居の被害（倒壊、床上・床下浸水など）に応じて「り災証明書」を発行します。「り災証明書」は、被災者の生活再建、被災者に対する支援、被災者に対する救済、被災者に対する救済などのため、被災者から申請することになります。

り災証明申請書

申請書は、被災者の生活再建、被災者に対する支援、被災者に対する救済、被災者に対する救済などのため、被災者から申請することになります。

り災証明申請書

申請書は、被災者の生活再建、被災者に対する支援、被災者に対する救済、被災者に対する救済などのため、被災者から申請することになります。

り災証明申請書

申請書は、被災者の生活再建、被災者に対する支援、被災者に対する救済、被災者に対する救済などのため、被災者から申請することになります。

り災証明申請書

申請書は、被災者の生活再建、被災者に対する支援、被災者に対する救済、被災者に対する救済などのため、被災者から申請することになります。

り災証明申請書

申請書は、被災者の生活再建、被災者に対する支援、被災者に対する救済、被災者に対する救済などのため、被災者から申請することになります。

り災証明申請書

申請書は、被災者の生活再建、被災者に対する支援、被災者に対する救済、被災者に対する救済などのため、被災者から申請することになります。

り災証明申請書

申請書は、被災者の生活再建、被災者に対する支援、被災者に対する救済、被災者に対する救済などのため、被災者から申請することになります。

り災証明申請書

申請書は、被災者の生活再建、被災者に対する支援、被災者に対する救済、被災者に対する救済などのため、被災者から申請することになります。

り災証明申請書

申請書は、被災者の生活再建、被災者に対する支援、被災者に対する救済、被災者に対する救済などのため、被災者から申請することになります。

り災証明申請書

申請書は、被災者の生活再建、被災者に対する支援、被災者に対する救済、被災者に対する救済などのため、被災者から申請することになります。

り災証明申請書

申請書は、被災者の生活再建、被災者に対する支援、被災者に対する救済、被災者に対する救済などのため、被災者から申請することになります。

り災証明申請書

申請書は、被災者の生活再建、被災者に対する支援、被災者に対する救済、被災者に対する救済などのため、被災者から申請することになります。

り災証明申請書

申請書は、被災者の生活再建、被災者に対する支援、被災者に対する救済、被災者に対する救済などのため、被災者から申請することになります。

り災証明申請書

申請書は、被災者の生活再建、被災者に対する支援、被災者に対する救済、被災者に対する救済などのため、被災者から申請することになります。

り災証明申請書

申請書は、被災者の生活再建、被災者に対する支援、被災者に対する救済、被災者に対する救済などのため、被災者から申請することになります。

り災証明申請書

申請書は、被災者の生活再建、被災者に対する支援、被災者に対する救済、被災者に対する救済などのため、被災者から申請することになります。

り災証明申請書

申請書は、被災者の生活再建、被災者に対する支援、被災者に対する救済、被災者に対する救済などのため、被災者から申請することになります。

り災証明申請書

申請書は、被災者の生活再建、被災者に対する支援、被災者に対する救済、被災者に対する救済などのため、被災者から申請することになります。

り災証明申請書

申請書は、被災者の生活再建、被災者に対する支援、被災者に対する救済、被災者に対する救済などのため、被災者から申請することになります。

り災証明申請書

申請書は、被災者の生活再建、被災者に対する支援、被災者に対する救済、被災者に対する救済などのため、被災者から申請することになります。

り災証明申請書

申請書は、被災者の生活再建、被災者に対する支援、被災者に対する救済、被災者に対する救済などのため、被災者から申請することになります。

り災証明申請書

申請書は、被災者の生活再建、被災者に対する支援、被災者に対する救済、被災者に対する救済などのため、被災者から申請することになります。

り災証明申請書

申請書は、被災者の生活再建、被災者に対する支援、被災者に対する救済、被災者に対する救済などのため、被災者から申請することになります。

災害見舞金

被災者により住居の被害があった世帯に対し、災害見舞金を給付します。対象世帯は、住居の被災区分が、全壊、大規模損壊、半壊（床上浸水、一部損壊）床下浸水の世帯です。

特別災害見舞金の給付制度

被災者により住居の被害があった世帯に対し、災害見舞金を給付します。対象世帯は、住居の被災区分が、全壊、大規模損壊、半壊（床上浸水、一部損壊）床下浸水の世帯です。

特別災害見舞金の給付制度

被災者により住居の被害があった世帯に対し、災害見舞金を給付します。対象世帯は、住居の被災区分が、全壊、大規模損壊、半壊（床上浸水、一部損壊）床下浸水の世帯です。

特別災害見舞金の給付制度

被災者により住居の被害があった世帯に対し、災害見舞金を給付します。対象世帯は、住居の被災区分が、全壊、大規模損壊、半壊（床上浸水、一部損壊）床下浸水の世帯です。

特別災害見舞金の給付制度

被災者により住居の被害があった世帯に対し、災害見舞金を給付します。対象世帯は、住居の被災区分が、全壊、大規模損壊、半壊（床上浸水、一部損壊）床下浸水の世帯です。

特別災害見舞金の給付制度

被災者により住居の被害があった世帯に対し、災害見舞金を給付します。対象世帯は、住居の被災区分が、全壊、大規模損壊、半壊（床上浸水、一部損壊）床下浸水の世帯です。

特別災害見舞金の給付制度

被災者により住居の被害があった世帯に対し、災害見舞金を給付します。対象世帯は、住居の被災区分が、全壊、大規模損壊、半壊（床上浸水、一部損壊）床下浸水の世帯です。

特別災害見舞金の給付制度

被災者により住居の被害があった世帯に対し、災害見舞金を給付します。対象世帯は、住居の被災区分が、全壊、大規模損壊、半壊（床上浸水、一部損壊）床下浸水の世帯です。

特別災害見舞金の給付制度

被災者により住居の被害があった世帯に対し、災害見舞金を給付します。対象世帯は、住居の被災区分が、全壊、大規模損壊、半壊（床上浸水、一部損壊）床下浸水の世帯です。

特別災害見舞金の給付制度

被災者により住居の被害があった世帯に対し、災害見舞金を給付します。対象世帯は、住居の被災区分が、全壊、大規模損壊、半壊（床上浸水、一部損壊）床下浸水の世帯です。

特別災害見舞金の給付制度

被災者により住居の被害があった世帯に対し、災害見舞金を給付します。対象世帯は、住居の被災区分が、全壊、大規模損壊、半壊（床上浸水、一部損壊）床下浸水の世帯です。

特別災害見舞金の給付制度

被災者により住居の被害があった世帯に対し、災害見舞金を給付します。対象世帯は、住居の被災区分が、全壊、大規模損壊、半壊（床上浸水、一部損壊）床下浸水の世帯です。

特別災害見舞金の給付制度

被災者により住居の被害があった世帯に対し、災害見舞金を給付します。対象世帯は、住居の被災区分が、全壊、大規模損壊、半壊（床上浸水、一部損壊）床下浸水の世帯です。

特別災害見舞金の給付制度

被災者により住居の被害があった世帯に対し、災害見舞金を給付します。対象世帯は、住居の被災区分が、全壊、大規模損壊、半壊（床上浸水、一部損壊）床下浸水の世帯です。

特別災害見舞金の給付制度

被災者により住居の被害があった世帯に対し、災害見舞金を給付します。対象世帯は、住居の被災区分が、全壊、大規模損壊、半壊（床上浸水、一部損壊）床下浸水の世帯です。

特別災害見舞金の給付制度

被災者により住居の被害があった世帯に対し、災害見舞金を給付します。対象世帯は、住居の被災区分が、全壊、大規模損壊、半壊（床上浸水、一部損壊）床下浸水の世帯です。

特別災害見舞金の給付制度

被災者により住居の被害があった世帯に対し、災害見舞金を給付します。対象世帯は、住居の被災区分が、全壊、大規模損壊、半壊（床上浸水、一部損壊）床下浸水の世帯です。

特別災害見舞金の給付制度

被災者により住居の被害があった世帯に対し、災害見舞金を給付します。対象世帯は、住居の被災区分が、全壊、大規模損壊、半壊（床上浸水、一部損壊）床下浸水の世帯です。

特別災害見舞金の給付制度

被災者により住居の被害があった世帯に対し、災害見舞金を給付します。対象世帯は、住居の被災区分が、全壊、大規模損壊、半壊（床上浸水、一部損壊）床下浸水の世帯です。

特別災害見舞金の給付制度

被災者により住居の被害があった世帯に対し、災害見舞金を給付します。対象世帯は、住居の被災区分が、全壊、大規模損壊、半壊（床上浸水、一部損壊）床下浸水の世帯です。

特別災害見舞金の給付制度

被災者により住居の被害があった世帯に対し、災害見舞金を給付します。対象世帯は、住居の被災区分が、全壊、大規模損壊、半壊（床上浸水、一部損壊）床下浸水の世帯です。

特別災害見舞金の給付制度

被災者により住居の被害があった世帯に対し、災害見舞金を給付します。対象世帯は、住居の被災区分が、全壊、大規模損壊、半壊（床上浸水、一部損壊）床下浸水の世帯です。

特別災害見舞金の給付制度

被災者により住居の被害があった世帯に対し、災害見舞金を給付します。対象世帯は、住居の被災区分が、全壊、大規模損壊、半壊（床上浸水、一部損壊）床下浸水の世帯です。

特別災害見舞金の給付制度

被災者により住居の被害があった世帯に対し、災害見舞金を給付します。対象世帯は、住居の被災区分が、全壊、大規模損壊、半壊（床上浸水、一部損壊）床下浸水の世帯です。

特別災害見舞金の給付制度

被災者により住居の被害があった世帯に対し、災害見舞金を給付します。対象世帯は、住居の被災区分が、全壊、大規模損壊、半壊（床上浸水、一部損壊）床下浸水の世帯です。

3 災害ボランティアセンターの設置

流入土砂の除去や破損家財などの搬出など、被災者ニーズに応えるためボランティアセンターを設置し、要望の受付やボランティアの派遣調整を行いました。

- (1) 設置期間 8月10日(土)～9月16日(月)
- (2) 設置運営 雫石町社会福祉協議会
- (3) 対応件数 124件
- (4) 延べ人員 1,948人

4 総合相談窓口の設置

被災者の相談が多岐にわたることから、相談や手続きの簡便性を図るため、総合相談窓口を設置し対応しました。

- (1) 設置期間 8月27日(火)～9月5日(木)
- (2) 設置場所 役場1階ロビー
- (3) 相談件数 217件

**災害義援金を受け付けています
ご協力よろしくお願ひします**

■義援金名 平成25年8月雫石町豪雨災害義援金
■受付期間 10月31日(木)
■受付方法 ①現金▷町役場福祉課窓口
②銀行振込▷振込は次のとおりです。

金融機関名	支店名	口座番号	名義人
新岩手農業協同組合	雫石町役場	普通預金 00049004	雫石町災害義援金 (以てのつぎが存在(任)セウ)
ゆうちょ銀行	影巻支店	郵便振替口座 02260-5-770	雫石町災害義援金 (以てのつぎが存在(任)セウ)

※1 新岩手農業協同組合をご利用の場合、振込手数料はご負担願ひします。
※2 ゆうちょ銀行への振替手数料はかかりません。(ATMによる通常払い込みについては、料金がかかります。)

※3 受領書が必要人は町役場福祉課窓口で申請してください。
③現金書留▷送付先 020-0595 (※住所記載不要) 雫石町役場福祉課福祉企画担当 (義援金担当) ※9月18日(水)までは、郵便料金が免除になります。

■その他 振込金受領書などをもって税制上の優遇措置(所得税、法人税、個人住民税)の適用対象となります。
■問い合わせ先 町役場福祉課福祉企画担当 ☎892-6472

5 心身の健康相談窓口の開催

個別相談や健康教育を通じて、被災者の心身のケアに努めました。

実施日	実施場所	相談者	スタッフ
8月11日(日)	上野沢	48人	保健師他1人
8月26日(月)	中町	1人	保健師他1人
9月11日(水)	上野沢	11人	保健師2人
10月2日(水)	下川原	1人	保健師1人
10月16日(水)	定住促進住宅	3人	保健師2人
10月25日(水)	上野沢	11人	保健師他2人
11月22日(水)	上野沢	8人	保健師他1人
12月20日(水)	上野沢	10人	保健師2人
3月6日(木)	矢櫃	7人	保健師1人
3月17日(月)	小赤沢	9人	保健師他4人
実施回数 10回		109人	22人

6 各種支援制度の実績

(1) り災証明書の交付 (担当：税務課)

金融機関等による融資や保険等の減免・猶予などを受けることができるようにするため、実地調査のうえ申請に基づいて「り災証明書」を交付しました。

全壊	3件	大規模半壊	1件	半壊	48件
一部破損	183件	被災(非住家)	45件	合計	280件

(2) り災届出証明書の交付 (担当：防災課)

生活支援に必要な措置(保険の給付等)を受けことができるようにするため、申請に基づいて「り災届出証明書」を交付しました。

交付件数 43件

(3) 町税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免及び国民年金保険料の特例免除 (担当：税務課、福祉課、町民課)

所有する財産に被害があった場合、その被害の程度及び所得の状況に応じて減免を受けられる場合があること。住家が半壊以上の被災をした国民年金加入者で、国民年金保険料の納付が困難となった人は、国民年金保険料の特例免除が受けられる場合があることから、この申請を受け付けました。

種別		件数等	減免等額
個人町民税	減免	41人	1,921,900円
国民健康保険税	減免	28世帯	2,558,500円
固定資産税	減免	164人	1,033,000円
介護保険料	減免	36人	462,200円
後期高齢者医療保険料	減免	13件	33,200円
国民年金保険料	特例免除	2件	183,000円
合計			6,191,800円

(4) 国保等保険証の再発行（担当：町民課）

被災により、国民健康保険・後期高齢者医療の保険証を紛失した方に、申請により再発行しました。

- ① 国民健康保険証 3件
- ② 後期高齢者医療保険証 0件

(5) 各種証明手数料の減免（担当：税務課、町民課）

住民票や納税証明書等の発行手数料について、大雨洪水災害に関連する手続きに必要な場合に、交付手数料を免除しました。

種 別	減免件数	減免金額
戸籍謄本等交付手数料	58件	17,400円
所得証明等交付手数料	30件	9,000円
り災証明書交付手数料	280件	84,000円
合 計	368件	110,400円

(6) 水道料金等の減免（担当：上下水道課）

大雨洪水災害により掃除等に水道を使用した場合、水道料金等を前年の同月に請求した額と同額とすることとして、減免の申請を受け付けました。

減免件数 75件 減免額 458,978円

(7) 住宅の応急修理（担当：福祉課）

災害救助法により、大規模半壊と半壊世帯に対し、修理額の限度額を52万円として、日常生活に最低限必要な住宅の応急修理を町が実施しました。

なお、災害救助法の適用要件（所得制限）に該当する世帯については、災害救助法に準じた支援を町単独で実施しました。

区 分	件数	修理額
災害救助法適用	21件	9,442,230円
町 単 独 事 業	4件	2,100,824円
合 計	25件	11,543,054円

(8) 災害見舞金の給付（担当：福祉課）

住家が全壊、大規模半壊、半壊、一部破損した世帯に対し、災害見舞金を給付しました。

また、一時孤立した上野沢行政区全世帯にも給付しました。

被害区分	件数	給付額
全壊世帯	3件	900,000円
大規模半壊世帯	1件	100,000円
半壊世帯	44件	2,200,000円
一部損壊世帯	298件	5,960,000円
上野沢行政区全世帯	15件	300,000円
合計	361件	9,460,000円

(9) 被災者生活再建支援金の給付（担当：福祉課）

全壊、大規模半壊、半壊世帯に対し、生活再建を支援するため被災者生活再建支援金を給付しました（県補助事業：補助率 10/10）。

被害程度	区分	件数	給付額	備考
全壊 (複数世帯)	基礎支援金	4件	4,000,000円	全壊3、みなし全壊1
	加算支援金	3件	6,000,000円	住宅購入、新築
		1件	1,000,000円	住宅補修
大規模半壊 (複数世帯)	基礎支援金	1件	500,000円	
	加算支援金	1件	1,000,000円	住宅補修
半壊(複数世帯)		37件	7,400,000円	
半壊(単数世帯)		6件	900,000円	
合 計			20,800,000円	

(10) 災害義援金（担当：福祉課）

半壊以上の被害を受けた世帯を対象として、県の配分基準を参考に町義援金配分委員会で配分額を決定して配分しました。

① 受付実績 182件 5,777,646円

② 配分実績 全壊世帯 3世帯 682,422円
大規模半壊・半壊世帯 45世帯 5,118,165円

(11) 居宅介護サービス費等の特例（担当：福祉課）

介護保険被保険者又は世帯生計維持者の所有する住宅が全室床上以上の浸水の被害があった場合、被害の損害割合の程度により自己負担額を免除しました。

自己負担額（1割）を全額免除 1名

自己負担額を95/100に減免 4名

(12) 一時孤立地区介護認定者への支援（担当：福祉課）

① デイサービス入居費の自己負担額の減免

デイサービス利用施設から一時孤立状態となった上野沢地区への帰宅が困難となった介護認定被保険者に対して、入居費の自己負担額を全額免除しました。

入居期間：H25.8.9～H25.9.8 入居者：2名

② 介護タクシーでの送迎

介護認定者デイサービス利用のため、介護タクシーにより自宅から施設までの往復送迎を実施しました。

実施期間：H25.9.20～H26.1.31の火、木、金曜日

利用者：3名

(13) 各種援護資金の貸付（担当：福祉課）

実績なし

(14) 宅地内の崩土撤去費用の助成（担当：総務課）

宅地隣接地の斜面等の崩落によって「宅地敷地内」に入り込んだ崩土（宅地の裏山から崩土した土）を除去する費用について、申請に基づき一部を助成しました。

助成件数 11 件 助成額 1,025,000 円

(15) 未舗装道路の応急修理用砕石の提供（担当：地域整備課）

行政区や自主防災組織、農事実行組合など、地域組織の皆さんのなかで、自主的に道路等の応急補修にご協力いただける場合で、地域組織で砕石会社に取りに行き、運搬から補修まで行っていただける場合に限り、町から補修用砕石を提供しました。

提供件数 30 件 742 m³ 1,363,054 円

(16) 農業災害対策緊急支援事業（担当：農林課）

① 農業用水確保対策事業

流出や冠水等により揚水ポンプが使用不能となった場合における揚水ポンプの借上げ（電気料、燃料費、人件費は除く）に係る費用について、90%（上限 23 万円）を助成しました。

補助金交付件数 1 件 182,438 円

② 農機具再生利用事業

水没、埋没等により修理を要する農業機械・器具の修理費の 1 / 2（上限 2 万円）以内を助成しました。なお、2 台目以上は上限を 4 万円までとしました。

補助金交付件数 14 件 326,415 円

(17) 農作物災害対策復旧事業（担当：農林課）

防除、農作物のまき直しに係る種子代、改植に係る苗代、代替飼料の購入費を助成しました（補助割合：県 1 / 3、町 1 / 3、農協 1 / 3）。

区分	件数	補助額	補助内訳
葉菜	97 戸	840,926 円	
花き	9 戸	1,800,790 円	
菌茸	1 戸	782,613 円	
畜産	30 戸	7,450,520 円	
合計	137 戸	10,874,849 円	県 5,437,422 円 町 5,437,427 円

(18) 農作物災害対策復旧事業（担当：農林課）

上記の農作物災害対策事業の対象とならない被災者で、農作物のまき直しに係る種苗代（種苗代代 9,000 円以上を対象）の 1 / 3 を助成しました。

補助金交付件数 19 件 1,271,300 円（まき直し等）

(19) 家畜飼養緊急支援事業（担当：農林課）

牛舎等の浸水被害で代替飼料購入に要した費用について、日額200円／頭で、10日間までを限度として助成しました。

補助金交付件数 1件 34,000円

(20) 農地・農業用施設小規模災害復旧事業（担当：農林課）

1件が13万円未満の農地・農業用施設（用排水路等）に係る復旧工事について、国庫補助災害復旧の国庫補助率と同率を助成しました（工事発注：農家）。

工事区分	件数	補助金額	備考
農地	310件	28,042,000円	補助率97.8%
農業用施設	123件	11,993,000円	補助率99.7%
合計	433件	40,035,000円	

(21) 被災宅地補修等補助金（担当：地域整備課）

被災した宅地の擁壁や法面の修繕や補修工事を行う方へ工事費用の一部を補助しました。

補助対象経費等 補助対象工事費から20万円を控除した金額の1/2
上限100万円

補助金交付件数 11件 2,592,000円

(22) 中小企業被災資産修繕事業（担当：観光商工課）

被害を受けた町内の店舗、工場又は事業所等の修繕及び施設内に流入した土砂の撤去を行う中小企業者に対し、経済基盤の再興と就業機会の確保を図るため、店舗、工場棟の修繕に要する費用を助成しました。

補助対象経費等

業種	補助対象経費	補助率	補助限度額
宿泊業	修繕費 1,000万円以上	1/2	2,000万円
	修繕費 1,000万円未満	1/4	100万円
その他の業種	修繕費 相当額		

補助件数及び補助額等

補助件数	復旧経費	補助金額
6事業所	29,750,279円	12,484,000円

県交付金（特定被災地域復旧支援交付金）対象件数 1件 5,110,000円

(23) 中小企業災害復旧資金等利子補給制度（担当：観光商工課）

災害により事業活動に支障をきたしている町内の中小企業の経済的な負担を軽減するため、金融機関から借入した災害復旧に係る資金について、利子補給を行いました。

補助対象経費等

対象となる資金の種類	補給対象借入限度額	補給率
岩手県中小企業災害復旧資金	1,000万円	100%
日本政策金融公庫の災害復旧貸付	3,000万円	100%

補助件数及び補助額等

補助件数	資金借入総額	補助金予定総額	資金返済期間
5事業所	29,000,000円	2,572,805円	4年～19年

(24) 被災に係る定住促進住宅入居支援

住家に被害があった世帯の生活基盤を確保するため、定住促進住宅への入居と家賃の減免により支援しました。

年 度	入居件数	入居人員
平成 25 年度	12 世帯	33 人
平成 26 年度	8 世帯	20 人
平成 27 年度	4 世帯	11 人

7 大雨洪水災害対応の検証

8月9日の大雨洪水は、一時に御所地区や御明神地区の道路冠水や住家への浸水など被害が広範にわたる中、被害情報の収集整理や被害調査、応急対策などに係る問題も明らかになったことから、災害対応に係る検証を通じて課題や改善策を見出し、今後の災害に的確に対応できるよう、防災体制の強化と充実を図ることを目的に検証しました。

(1) 検証の方法

① 災害対応検証シートの作成

災害応急対策における問題点や課題について、庁内各課及び防災関係機関に作成を依頼し取りまとめました。

・検証シート作成依頼機関

国土交通省：岩手河川国道事務所

岩 手 県：総務部総合防災室、盛岡広域振興局経営企画部・保健福祉環境部・農政部・林務部・土木部

警察・消防：盛岡西警察署、盛岡西消防署雫石分署

そ の 他：庁内各課、雫石町土地改良区

② 庁内検討会の開催

「主事・主任級」、「主査級」、「管理職級」により、それぞれ携わった業務で感じたことを通じて、課題改善の方向等を検討すべく開催しました。

③ 大雨洪水検証検討会議の開催

14項目にわたっての検証により、災害応急対応時の問題点等について課題や改善の方向性を見出しました。

防災体制の強化と充実に向けて、町地域防災計画の見直しやこれを補完するマニュアルの作成にあたっては、県地域防災計画との整合を図るとともに、この度の検証の結果を踏まえ、災害対応に反映することとしました。



- ・開催日時 平成 26 年 3 月 25 日(火)午後 1 時 30 分から
- ・開催場所 雫石町総合福祉センター大会議室
- ・出席機関 国土交通省：岩手河川国道事務所、盛岡地方気象台
 岩 手 県：総務部総合防災室、盛岡広域振興局経営企画部・保
 健福祉環境部・農政部・林務部・土木部
 警察・消防：盛岡西警察署、盛岡西消防署雫石分署
 改 良 区：雫石町土地改良区
 町 ； 三役及び管理職

④ 検証項目及び課題・改善の方向

	検証項目	問題点	課題・改善の方向
1	被害情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象情報や入ってくる災害情報、情報整理、各課等との連絡調整等一時に集中する事態への対応 ○ 被害情報の把握方法の改善 ○ パトロール等の安全対策 ○ 調査事項の不備 ○ 道路、河川情報の共有 ○ 被害調査済みの連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害情報受付用紙の修正 ○ 応援体制の整備 ○ 二度手間を省略し当初から PC にての種別整理 ○ 職員の安全確保 ○ 通行止箇所等の図面への表示 ○ 調査事項の事前調整 ○ 情報の伝達ルートの確認 ○ 調査済み伝達方法の検討
2	被害情報の伝達	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の確実な伝達 ○ 情報の整理 ○ 通信手段の確保 ○ 情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管課への適切な伝達 ○ 当初からの種別整理 ○ 防災行政無線の携行 ○ 携帯電話通話エリアの拡大要請 ○ 庁内グループウェアの活用

	検証項目	問題点	課題・改善の方向
3	被害情報の集約と報告	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害情報集約体制 ○ 被害報告の整理 ○ 情報の共有 ○ 災害対策本部での報告 ○ 被災箇所位置図情報 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集約体制の検討 ○ 被害情報入力シートの修正 ○ 県報告様式に準じた整理、情報集約の一本化 ○ デスクネットの活用 ○ 紙ベースによる資料提供 ○ 防災情報システムの活用
4	情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の共有 ○ 住民等への情報の伝達 ○ 公表資料の形態 	<ul style="list-style-type: none"> ○ デスクネットの活用 ○ エリアメールの活用 ○ 防災ラジオの有償配布 ○ 庁内資料と公表資料の区分
5	応急対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人員の確保 ○ 安全の確保 ○ 土のうの備蓄 ○ 関係機関との連携 ○ 早期の通行規制 ○ 関係事業者との連携 ○ 除去物等仮置き場の確保 ○ 救命ボートの配備 ○ 輸送車両の確保 ○ 応急資材の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応援体制の整備 ○ 危険個所からの退避 ○ 消防団、自主防災会による備蓄推進 ○ 関係機関との事前調整 ○ 関係機関からの情報収集 ○ 関係事業者との事前調整 ○ 仮置き場の事前選定 ○ 水難救助資機材の配備 ○ 輸送事業者との事前調整 ○ 応急資材の備蓄
6	防疫活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な防疫薬品の把握 ○ 必要な防疫薬品の調達 ○ 配布方法 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防疫薬品の事前把握 ○ 防疫薬品調達先の事前把握 ○ 配布方法の事前検討
7	廃棄物対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物仮置き場の確保 ○ 災害廃棄物の処理方法 ○ 災害廃棄物の区分 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物仮置き場の事前選定 ○ 災害廃棄物処理の事前検討 ○ 部門間の事前検討
8	避難所の運営と設営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開設施設の選定 ○ 情報源の配備 ○ 非常食の提供 ○ 必要書類の整備 ○ 物資の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開設可否情報の報告 ○ テレビ、ラジオ等の設置 ○ 計画的備蓄の推進 ○ 必要書類の事前配備 ○ 分散配備の検討
9	孤立地区への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 連絡手段の確保 ○ 火災対応 ○ 被災者の安寧 ○ 福祉事業者の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災行政無線（移動系、固定系）の活用 ○ 衛星携帯電話の活用 ○ 可搬型ポンプの設置

	検証項目	問題点	課題・改善の方向
			<ul style="list-style-type: none"> ○ メンタルケアによる支援 ○ 福祉事業者との事前調整
10	避難者・被災者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安否確認のあり方 ○ 要援護者の避難先確保 ○ 支援策の情報提供 ○ 必要数量の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安否確認体制の検討 ○ 福祉避難所の事前選定 ○ 今回支援策の整理と共有 ○ 正確な情報の確認
11	食糧等供給	<ul style="list-style-type: none"> ○ 物資の不達 ○ 食料調達方法 ○ 支給数量の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 物資の分散備蓄の検討 ○ 近隣事業者との事前調整 ○ 農産物供給の事前調整 ○ 支給者数及び支給数量の整理
12	関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊の派遣要請 ○ 協定締結機関との連携 ○ 関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の伝達と派遣要件の整理 ○ 情報連絡体制の整備 ○ 被害調査に係る事前調整 ○ 合同勉強会の開催 ○ 農業関係者による被災農家支援策の構築
13	ボランティア対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期支援ボランティアへの対応 ○ 支援活動に係る情報共有 ○ 対象範囲の方針 ○ ニーズ把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 滞在場所等の事前選定と情報提供 ○ 正確な情報の共有 ○ 担当業務の修正
14	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難勧告等の基準 ○ 非住家被害の認定 ○ 住家被害の算定方法 ○ 農地調査の重複 ○ 対応業務の明確化 ○ 私用車の運行 ○ 庁舎防災拠点機能の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 具体的数値の検討 ○ 関係防災機関との調整 ○ 水位計設置の要請 ○ 住家被害認定基準の準用 ○ 参考算定方法による算定 ○ 作業分担の事前調整 ○ 担当業務の事前調整 ○ 対応マニュアルの作成 ○ 私用車公用使用届出の周知 ○ 浸水に備えた対応の検討

8 復興整備課の設置

大雨洪水災害による被害の早期復旧を図るため、平成 25 年 11 月 1 日付けで復興整備課を設置しました。町職員だけでは、復旧事業の推進が困難であることから、県や近隣市町村のほか静岡県富士市などから職員派遣をいただき、復旧工事に係る設計及び施工管理を主な業務として、農地・農業用施設・林道及び公共土木施設の復旧に一体的に取り組みました。

(1) 派遣職員

派遣元自治体等	役職	氏名	期間
静岡県富士市	主査	橋本 剛	H25. 11. 1 ~ H27. 9. 30
静岡県富士市	主任	川口 英之	H25. 11. 1 ~ H26. 3. 31
静岡県富士市	主任	古郡 恒	H26. 4. 1 ~ H27. 3. 31
秋田県仙北市	主査	佐々木 公雄	H26. 9. 1 ~ H27. 9. 30
滝沢村	主査	伊藤 圭晃	H25. 11. 1 ~ H25. 12. 31
滝沢市	主査	佐藤 志貴	H26. 1. 1 ~ H26. 3. 31
滝沢市	主査	川又 健二	H26. 4. 1 ~ H27. 3. 31
岩手町	主査	阿部 嘉仁	H25. 11. 1 ~ H26. 3. 31
葛巻町	災害復興支援員	遠藤 彰範	H25. 11. 1 ~ H26. 7. 31
雫石町土地改良区	主査	中上 義久	H25. 11. 1 ~ H26. 3. 31

(2) 岩手県応援職員

岩手県	課長	菅原 常彦	H25. 9. 6 ~ H26. 3. 31
岩手県	主任主査	大志田 建男	H25. 11. 1 ~ H25. 12. 31
岩手県	主査	吉田 篤	H25. 11. 1 ~ H25. 12. 31
岩手県	主査	川崎 良明	H25. 11. 1 ~ H25. 12. 31
岩手県	主任	上山 俊	H25. 11. 1 ~ H25. 11. 14
岩手県	主任	木村 貴文	H25. 11. 15 ~ H25. 12. 31

9 災害復旧工事の概要

(1) 補助災害復旧工事

区 分		件 数	工事費 (単位：千円)
公共土木	道路	37 件	590,000
	橋梁	3 件	30,000
	河川	68 件	1,090,000
	計	108 件	1,710,000
林業用施設 (林道)		35 件	520,000
農地・農業用施設	農地	45 件	290,000
	農業用施設	30 件	140,000
	計	75 件	430,000
水道施設		6 件	20,000
下水道施設		3 件	10,000
合 計		227 件	2,680,000

(2) 単独災害復旧工事

区 分	件 数	工事費 (単位：千円)
公共土木	200 件	150,000
林業用施設	44 件	40,000
農地・農業用施設	29 件	60,000
水道施設	32 件	20,000
下水道施設	20 件	10,000
その他公共施設	8 件	40,000
合 計	332 件	310,000

(3) 小災害復旧工事

区 分	件 数	工事費 (単位：千円)
公共土木	258 件	110,000
農地	585 件	180,000
農業用施設	242 件	70,000
合 計	1,085 件	370,000

(4) 合計

区 分	件 数	工事費 (単位：千円)
公共土木	566 件	1,970,000
林業用施設	79 件	550,000
農地・農業用施設	931 件	740,000
水道施設	38 件	40,000
下水道施設	23 件	20,000
その他公共施設	8 件	40,000
合 計	1,645 件	3,360,000

※千万円単位の端数処理としているため、合計値は一致しない部分があります。

その他公共施設：役場駐車場舗装、光ケーブル、歴史民俗資料館、御明神保育所等

発行 岩手県雫石町

〒020-0595

岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1

TEL:019-692-6410 FAX:019-692-1311

E-mail: bousai@town.shizukuishi.iwate.jp